

官報

号外

平成十五年七月十七日

○第百五十六回 衆議院會議録 第四十六号

平成十五年七月十七日(木曜日)

議事日程 第三十五号

平成十五年七月十七日

午後一時開議

第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(参議院提出)

第三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、長勢甚遠君外二名提出)

第四 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(参議院提出)

平成十五年七月十七日 衆議院會議録第四十六号

日程第三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、長勢甚遠君外二名提出)

日程第四 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

午後一時五分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第二百五番、東北選挙区選出議員、田名部匡代君。

(田名部匡代君起立、拍手)

第四百三十八番、近畿選挙区選出議員、北川知克君。

(北川知克君起立、拍手)

日程第一 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(遠藤武彦君登壇)

○議長(綿貫民輔君) ただいま議題となりました電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員

員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、電気通信事業についての事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、端末機器の技術基準適合性をみずから確認する制度を新設するほか、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の特定の接続料が同等の水準となることを確保する措置等を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る七月七日に本委員会に付託され、翌八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(参議院提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案を議題といたします。

母子家庭の母の就業

新議員の紹介 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十五年七月十七日 衆議院會議録第四十六号

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

二

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中山成彬君。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中山成彬君登壇)

○中山成彬君 たいいま議題となりました母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、児童扶養手当支給制限措置が実施される平成二十年三月末までの間において、母子家庭の母に対する就業支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画について、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、

第二に、政府は、就業支援施策及びその実施状況を国会に報告しなければならないこと、

第三に、国及び地方公共団体は、母子福祉団体等の受注の機会の増大が図られるよう、配慮すること等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七月一日日本委員会に付託され、昨日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、長勢甚遠君外二名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐々木秀典君。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 たいいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の祝日として、新たに「昭和の日」を加え、「昭和の日」は四月二十九日とし、「みどりの日」を五月四日とするともに、国民の祝日

が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日としようとするものであります。

本案は、第百五十四回国会に長勢甚遠君外二名から提出され、継続審査となっていたもので、去る七月十一日提出者から提案理由の説明を聴取いたしました。昨十六日に質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、自由民主党、公明党、自由党及び保守新党の各派共同提案により、施行期日に係る修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第四 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。財務金融委員長小坂憲次君。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(小坂憲次君登壇)

○小坂憲次君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、昨日、財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸し付け、悪質な取り立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、次の措置を講ずるものであります。

第一に、貸金業の登録時の本人確認等を強化することといたしております。

また、登録拒否事由として、暴力団員等、不正または不誠実な行為をするおそれのある者及び一

定の財産的基礎を有しない者等を追加する等、登録要件の見直しを行うこととしております。

第二に、無登録業者による広告、勧誘等を禁止し、違反した場合には罰則の対象とする等、無登録業者に対する取り締まりを強化することとしております。

第三に、貸金業者等による債権の取り立てに当たつての禁止行為につき、正当な理由がなく、勤務先等に電話をかけまたは訪問すること、債務者以外の者に対し、債務を弁済することをみだりに要求すること等、具体的な行為類型を挙げて規定することとともに、貸金業者による暴力団員等への債権譲渡を禁止する等の規制の強化を図ることとしております。

第四に、貸金業者は、営業所等ごとに貸金業務取扱主任者を選任し、従業者への助言または指導を行わなければならないこととするともに、同主任者につき所定の研修の受講を義務づける等、適正な営業体制の確立を図ることとしております。

第五に、無登録営業、出資法の上限金利違反の際の罰則等を強化するほか、貸金業者が、金銭消費貸借契約において、年一〇・九・五％を超える利息の契約をしたときは、当該契約は無効とする等といたしております。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十七分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 片山虎之助君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣 竹中 平蔵君
国務大臣 福田 康夫君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十五日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成十三年年度一般会計歳入歳出決算

平成十三年年度特別会計歳入歳出決算

平成十三年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十三年度政府関係機関決算書

一、去る十五日、本院は、次の件を是認した旨内閣に通知した。

平成十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(報告書受領)

一、昨十六日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第八七号
平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について
平成十二年六月二十五日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)
選挙 期 日 平成十二年六月二十五日
当選人決定年月日 平成十五年七月十五日
当選告示年月日 平成十五年七月十六日
当選証書付与年月日 平成十五年七月十六日

衆議院名簿届出政党等の名称 民主党
当選人 田名部匡代
住所 青森県八戸市南類家三丁目一〇番一號

一、昨十六日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。
内閣総第八八号
平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選人について
平成十二年六月二十五日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)
選挙 期 日 平成十二年六月二十五日
当選人決定年月日 平成十五年七月十五日
当選告示年月日 平成十五年七月十六日
当選証書付与年月日 平成十五年七月十六日

衆議院名簿届出政党等の名称 自由民主党
当選人 北川 知克
住所 大阪府寝屋川市日之出町三一

(当選証書対照)

一、昨十六日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

東北選挙区選出議員 田名部匡代君
近畿選挙区選出議員 北川 知克君

(必召議員)

一、昨十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東北 田名部匡代君
近畿 北川 知克君

(議席変更)

一、昨十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

八八	奥田 建君
九六	牧野 聖修君
一〇四	玄葉光一郎君
一〇五	前原 誠司君
一二五	齋藤 淳君
一二六	水島 広子君
一二七	山花 郁夫君
一二八	小林 憲司君
一二九	加藤 公一君
一三一	大谷 信盛君
一三二	山井 和則君
一三三	松野 頼久君
一三六	松本 剛明君
一三七	牧 義夫君
一三八	後藤 斎君
一三九	小泉 俊明君
一四〇	大島 敦君
一四一	阿久津幸彦君
一四二	山内 功君
一四四	山口 壯君
一四五	井上 和雄君
一四六	大出 彰君
一四八	首藤 信彦君
一四九	木下 厚君
一五〇	樺崎 欣弥君
一五一	大石 尚子君
一五二	古川 元久君
一五三	安住 淳君

一五四	渡辺 周君
一五五	近藤 昭一君
一五六	島 聡君
一五七	末松 義規君
一五八	中川 正春君
一五九	平野 博文君
一六〇	五十嵐文彦君
一六一	小宮山洋子君
一六三	中山 義活君
一六四	筒井 信隆君
一六五	鮫島 宗明君
一六六	松崎 公昭君
一六七	今田 保典君
一六八	石毛 鏊子君
一六九	鍵田 節哉君
一七〇	岩國 哲人君
二〇九	手塚 仁雄君
二一〇	鎌田さゆり君
二二四	長妻 昭君
二二五	前田 雄吉君
二二九	松原 仁君
二二五	中津川博郷君
二二六	今野 東君
二二六	川内 博史君
二二二	家西 悟君
二二三	原口 一博君
二二三	生方 幸夫君
二四〇	荒井 聰君
二四一	桑原 豊君
二四八	葉山 峻君
四四三	保坂 武君

(議席指定)

一、昨十六日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

福井 照君

左藤 章君

川内 博史君

前原 誠司君

佐藤謙一郎君

井上 和雄君

原 陽子君

中川 智子君

左藤 章君

福井 照君

井上 和雄君

佐藤謙一郎君

前原 誠司君

川内 博史君

中川 智子君

原 陽子君

環境委員

辞任

補欠

木村 太郎君

高木 毅君

高木 毅君

木村 太郎君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

田名部匡代君

厚生労働委員

辞任

北川 知克君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

亀井 久興君

浅野 勝人君

大島 章宏君

中山 義活君

横路 孝弘君	伴野 豊君
太田 昭宏君	西 博義君
中山 義活君	中村 哲治君
吉井 英勝君	春名 真章君
浅野 勝人君	亀井 久興君
中村 哲治君	大島 章宏君
伴野 豊君	横路 孝弘君
西 博義君	太田 昭宏君
春名 真章君	吉井 英勝君
小西 理君	荒巻 隆三君
笹川 堯君	山口 泰明君
中川 昭一君	松浪 健太君
鎌田さゆり君	鈴木 康友君
不破 哲三君	中林よし子君
荒巻 隆三君	小西 理君
松浪 健太君	中川 昭一君
山口 泰明君	笹川 堯君
鈴木 康友君	鎌田さゆり君
中林よし子君	不破 哲三君
平岡 秀夫君	田名部匡代君
上川 陽子君	左藤 章君
萩山 教嚴君	水野 賢一君
上田 清司君	長妻 昭君
仙谷 由人君	五島 正規君
達増 拓也君	山田 正彦君
山田 正彦君	達増 拓也君
左藤 章君	上川 陽子君
水野 賢一君	萩山 教嚴君

平成十五年七月十七日 衆議院會議録第四十六号 議長の報告

五島 正規君 長妻 昭君 田名部匡代君 厚生労働委員 補任 江田 康幸君 岡下 信子君 家西 悟君 大島 敦君 古川 元久君 倉田 雅年君 仙谷 由人君 渡辺 周君 丸谷 佳織君 江田 康幸君	仙谷 由人君 上田 清司君 平岡 秀夫君 補欠 丸谷 佳織君 倉田 雅年君 古川 元久君 仙谷 由人君 渡辺 周君 岡下 信子君 大島 敦君 家西 悟君 江田 康幸君	(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 逢沢 一郎君 亀井 久興君 下村 博文君 福井 照君 松岡 利勝君 山井 和則君 植田 至紀君 金子善次郎君 山谷えり子君 浅野 勝人君 左藤 章君 佐藤 勉君	補欠 佐藤 勉君 浅野 勝人君 三ッ林隆志君 左藤 章君 阪上 善秀君 鈴木 康友君 原 陽子君 山井 和則君 植田 至紀君 松岡 利勝君 下村 博文君 三ッ林隆志君 阪上 善秀君 鈴木 康友君 原 陽子君 山井 和則君 植田 至紀君	(議案提出) 一、去る十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案(環境委員長提出) 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出) 一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)	補欠 杉浦 正健君 松宮 勲君 佐藤 公治君 木島日出夫君 津島 恭一君 馳 浩君 樋高 剛君 児玉 健次君 木島日出夫君 津島 恭一君 松宮 勲君 杉浦 正健君 佐藤 公治君 木島日出夫君	(議案送付) 一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 税制改革基本法案(中塚一宏君外一名提出) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案(環境委員長提出) 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出) 一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 (議案撤回通知書受領) 一、去る十五日、参議院から、四月七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 公職選挙法の一部を改正する法律案(谷博之君外四名提出) 一、昨十六日、参議院から、二月二十一日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 環境教育振興法案(小川勝也君外四名提出) (質問書提出) 一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 栄典制度とそれを利用している政治活動・選挙運動に関する質問主意書(首藤信彦君提出) クルマの車名別乗員死亡率に関する質問主意書(長妻昭君提出)	補欠 杉浦 正健君 松宮 勲君 佐藤 公治君 木島日出夫君 津島 恭一君 馳 浩君 樋高 剛君 児玉 健次君 木島日出夫君 津島 恭一君 松宮 勲君 杉浦 正健君 佐藤 公治君 木島日出夫君	(答弁書受領) 一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員金田誠一君提出情報公開法における不開示情報に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長妻昭君提出建築資材等に関する答弁書 衆議院議員北川れん子君提出「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」に関する質問に対する答弁書 衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長妻昭君提出イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問に対する答弁書 平成十五年五月八日提出 質問 第六十八号 情報公開法における不開示情報に関する質問 主意書 提出者 金田 誠一	情報公開法における不開示情報に関する質問主意書 「衆議院議員金田誠一君提出国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一五一第九五号 平成十三年七月十日、以下「平成十三年答弁書」という。)及び「衆議院議員金田誠一君提出情報公開法第五条第三号の解釈に関する質問に対する
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

答弁書(内閣衆質一五五第一三三三 平成十五年一月二十一日、以下「平成十五年答弁書」という。)の不明な点につき以下質問する。

一 平成十五年答弁書(一)について及び平成十三年答弁書四についてにおける以下の点について、政府の見解を明らかにされたい。

1 「情報公開法第五条第三号の不開示情報に係る『国の安全が害されるおそれ』の判断の趣旨。

2 「情報公開法第五条第三号の不開示情報に係る『国の安全が害されるおそれ』の判断の目的。

3 「秘密文書取扱規程等における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』の判断の趣旨。

4 「秘密文書取扱規程等における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』の判断の目的。

5 「法に基づく行政文書の開示」の趣旨。

6 「法に基づく行政文書の開示」の目的。

7 「国会議員に対する文書の提供」の趣旨。

8 「国会議員に対する文書の提供」の目的。

二 平成十五年答弁書(二)について「秘密文書取扱規程等に基づいて『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』に該当する情報は、当然のことながら情報公開法第五条第三号でいう『国の安全が害されるおそれ』に該当するものと考えられるが、政府の見解はどうか。

三 情報公開法第五条第三号でいう『国の安全が害されるおそれ』は、平成十五年答弁書(三)について「『秘密の必要性』の要件の一つとなると考えるが、政府の見解はどうか。

四 各省庁において「情報公開法第五条第三号の不開示情報に係る『国の安全が害されるおそれ』に該当すると判断されながら、『秘密文書取扱規程等における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』には該当しないと判断された文書は存在するの。存在するのであればその主な理由について類型化した上で省庁ごとに明らかにされたい。

五 平成十三年答弁書(四)については、『国会議員に対する文書の提供の範囲が法に基づく行政文書の開示の範囲よりも狭くなっているとの御指摘は当たらない』と答弁している。しかし水野賢一外務政務官(当時)が経済産業省からの情報の提供を拒否されたことから、情報公開法に基づく文書開示請求を行ったとの報道もある(二十二年二月十八日付「読売新聞」第十四版第四面)。

そこで国会議員に対して提供を断った行政情報、情報公開法に基づく請求に対して開示された実例が存在するの、各省庁の例を明らかにされたい。

六 外務省は「外務省改革(行動計画)」(平成十四年八月二十一日)において「秘密(秘・極秘)指定区分は、情報公開法第五条(不開示情報六項目)と連携させながら再定義する。また、秘密指定区分上の位置づけが曖昧な「取扱注意」を廃止することを取り決めたが、その見直しの結果、秘密指定と不開示情報とをどのように整理したのか明らかにされたい。

七 前記外務省の「行動計画」における見直し(秘密指定を情報公開法の不開示情報と連携させて再定義すること)は、情報公開において極めて

前向きな取り組みであり、評価されるべきである。

そこで他省庁においては、こうした取り組みを行う予定があるのかを省庁ごとに明らかにされたい。また外務省におけるこの取り組みを必要としないと考える省庁があれば、省庁ごとにその理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第六八号
平成十五年七月十五日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員金田誠一君提出情報公開法における不開示情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員金田誠一君提出情報公開法における不開示情報に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
情報公開法第五条第三号の解釈に関する質問に対する答弁書(平成十五年一月二十一日内閣衆質一五五第一三三三 以下「平成十五年答弁書」という。)一についてにおける「情報公開法第五条第三号の不開示情報に係る『国の安全が害されるおそれ』の判断の趣旨、目的等」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)第五条第三号の不開示情報に係る『国の安全が害されるおそれ』に当たるか否かの判断については、行政文書の開示請求があった場合

に情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うため、当該行政文書に記録されている情報を何人にも知り得る状態に置くことにより、かかるおそれがあるか否かという観点から行われるものであることを述べたものである。

一 及び二について
平成十五年答弁書一についてにおける御指摘の各行政機関の「秘密文書取扱規程等における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』等」の判断の「趣旨、目的等」とは、各行政機関の秘密文書等の取扱いに関する規程等(以下「秘密文書取扱規程等」という。)における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』等に当たるか否かの判断については、行政機関において、その漏えいによりかかるおそれのある行政文書等の秘密の保全について遺憾なきを期するため、関係者以外にその秘密を知らせないよう、当該行政文書等について厳重な管理を行う観点から行われるものであることを述べたものである。

一 及び二について
国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問に対する答弁書(平成十三年七月十日内閣衆質一五一第九五号。以下「平成十三年答弁書」という。)四についてにおける「法に基づく行政文書の開示」の「趣旨、目的等」とは、情報公開法に基づく行政文書の開示については、行政機関の保有する情報の適切な公開を図る観点から、行政機関が保有する行政文書はすべて開示請求の対象となること、開示請求に係る行政文書が他の行政機関によって作成されたものであるときには、

に情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うため、当該行政文書に記録されている情報を何人にも知り得る状態に置くことにより、かかるおそれがあるか否かという観点から行われるものであることを述べたものである。

一 及び二について
平成十五年答弁書一についてにおける御指摘の各行政機関の「秘密文書取扱規程等における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』等」の判断の「趣旨、目的等」とは、各行政機関の秘密文書等の取扱いに関する規程等(以下「秘密文書取扱規程等」という。)における『国の安全又は利益に損害を与えるおそれ』等に当たるか否かの判断については、行政機関において、その漏えいによりかかるおそれのある行政文書等の秘密の保全について遺憾なきを期するため、関係者以外にその秘密を知らせないよう、当該行政文書等について厳重な管理を行う観点から行われるものであることを述べたものである。

一 及び二について
国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問に対する答弁書(平成十三年七月十日内閣衆質一五一第九五号。以下「平成十三年答弁書」という。)四についてにおける「法に基づく行政文書の開示」の「趣旨、目的等」とは、情報公開法に基づく行政文書の開示については、行政機関の保有する情報の適切な公開を図る観点から、行政機関が保有する行政文書はすべて開示請求の対象となること、開示請求に係る行政文書が他の行政機関によって作成されたものであるときには、

に情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うため、当該行政文書に記録されている情報を何人にも知り得る状態に置くことにより、かかるおそれがあるか否かという観点から行われるものであることを述べたものである。

当該他の行政機関の長と協議の上、事案を移送することができるとされており、その場合には、移送を受けた行政機関の長において当該開示請求についての開示決定等を行うこととなること、また、当該行政文書が行政機関以外の者によって作成されたものであるときは、一般的には開示請求を受けた行政機関の長が開示決定等を行うこととなるが、その場合、特に情報公開法第五条第一号及び第二号に規定する不開示情報が含まれる可能性が高いと考えられ、開示することができずかを慎重に判断する必要があるものと考え、これを端的に述べたものである。

一の7及び8について

平成十三年答弁書四についてにおける「国会議員に対する文書の提供の趣旨、目的など」とは、国会議員からの情報提供等の要求に対しては、各省庁は、それぞれの設置の根拠である法律に基づき、当該各省庁の所掌事務遂行の一環としてこれに可能な限り協力しているものであり、国会議員からある省庁に提供の要求のあった文書が他の省庁によって作成されたものである場合には、当該文書の作成に責任を有し、その内容についての確に説明ができる当該他の省庁から提供することが適当であると考えられること、また、その要求に係る文書が行政機関以外の者によって作成されたものであるときは、どのような形で協力することができ、かは個別具体的な状況により異なるが、要求を受けた省庁においてその要求に対して可能な限り協力することとしていること、さらに、提供を求められた文書が行政文書として存在しない場合であっても、必要に応じ要求内容に沿った資料を新たに作成して提供することがあることを端的に述べたものである。

料を新たに作成して提供することがあることを端的に述べたものである。

二について
一の1及び2について並びに一の3及び4について述べたとおり、情報公開法第五条第三号の不開示情報に係る「国の安全が害されるおそれ」と秘密文書取扱規程等における「国の安全又は利益に損害を与えるおそれ」等は、その判断の趣旨、目的等を異にし、その範囲が異なる等の差異があることから、お尋ねの点については、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」とは、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいい、このうち秘匿の必要性とは、当該事実が他に知られないことについて相当の利益を有することというものと解されるところ、情報公開法第五条第三号でいう「公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある」ことが、秘匿の必要性との関係でどのように考慮されるかということは、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであると考える。

四について

情報公開法に基づく開示請求に対し、情報公開法第五条第三号にいう「国の安全が害されるおそれ」がある情報に該当する情報が記録されているとして不開示又は部分開示の決定をした行政文書について、当該決定をした時点で秘密文書取扱規程等に基づき「国の安全又は利益に

損害を与えるおそれ」等があるものとして秘密文書の指定をしていなかった場合があることが確認された行政機関としては、内閣官房、内閣法制局、防衛庁、防衛施設庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び海上保安庁がある。

このような取扱いが行われる理由は、秘密文書取扱規程等における「国の安全又は利益に損害を与えるおそれ」等については、一の3及び4について述べたとおり、当該行政文書について嚴重な管理を行う観点から判断されるものであるところ、前述の不開示又は部分開示の決定をした行政文書は、各行政機関において、かかる取扱いを行うまでの必要はないと判断したことによるものである。

五について

国会議員からの情報提供の依頼については、必ずしもそのすべてが文書により行われるものではなく、また、依頼があった事実やこれにどのように対応したかについてそのすべてを記録し、又は保存しているわけではないことから、これをすべてにわたって把握してお答えすることは困難であるが、情報公開法の施行以降、各府省において、国会議員からの情報提供の要求に対して提供することができなかった情報が記録されている行政文書を情報公開法に基づく開示請求を受けて開示(部分開示を含む。)をした事例としては、防衛庁、外務省及び経済産業省におけるものがある。

各府省においては、国会議員からの情報提供の要求があった場合、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にして、情報提供の可否について検討が行われる

が、これらの事例については、国会議員から短期間に情報を提供することを求められたものであり、各府省において不開示情報が含まれているか否かについて慎重に検討し、又は事前に当該情報に係る第三者に対して意見を聴取するため、日数を要すると考えられる場合であったことから、当該国会議員からの要求に応じて情報提供することができなかったものである。

六について

外務省においては、秘密文書の指定を、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれると判断される文書のうち、関係者以外の者にその内容が知られておらず、かつ秘密保全の必要がある文書に対して行うものとしたところである。

七について

各府省における秘密文書の取扱いの具体的な運用は、「秘密文書等の取扱いについて」(昭和四十年四月十五日事務次官等会議申合せ)等の趣旨に沿って、それぞれの府省の判断で行われるべきものであるところ、金融庁、法務省、財務省、国税庁、農林水産省、国土交通省、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁においては、秘密文書の指定は、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報又はこれに該当する可能性がある情報が含まれると判断される文書のうち、秘密保全の必要があるものに対して行う旨の規定をそれぞれ秘密文書取扱規程等に設けているところである。

その他の府省においては、秘密文書の指定については、秘密の保全について遺憾なきを期するため、関係者以外にその秘密を知らせないよう当該文書を適切に管理するという観点から各

府省の事務処理の実情に依じて必要最小限のものに限って行っており、秘密文書の指定の際に、当該文書に情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報又はこれに該当する可能性がある情報が含まれるか否かを情報公開法に基づく開示請求を受けた時と同様に判断する必要は必ずしもないとの考えの下、それぞれの秘密文書取扱規程等に前述のような規定を設ける具体的な予定は有していない。

平成十五年五月十三日提出
質問 第七 四号

建築資材等に関する発ガン物質等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

建築資材等に関する発ガン物質等に関する質問主意書

一 木材の防腐剤をはじめ建築や家具等に使用される資材にある、発ガンの疑いなど人体に悪影響を及ぼすと考えられる物質を、人体への影響内容とともにすべし願いたい。その物質が使われている資材名や用途についても併せてお示し願いたい。

二 前項でお尋ねした物質に関して、日本でなんらかの規制がなされていれば、その内容と法的根拠をお示し願いたい。

三 一でお尋ねした物質に関して、公共建築工事及び公共建築改修工事で、使用を規制しているものがあれば、理由と規制内容をお示し願いたい。

四 建築や家具等に使用される資材にある、発ガンの疑いなど人体に悪影響を及ぼすと考えられ

る物質を欧米主要国で規制している事例があれば、規制内容と人体への影響内容を物質名ごとにお示し願いたい。

五 建築や家具等に使用される資材にある、発ガンの疑いなど人体に悪影響を及ぼすと考えられる物質に関して、輸入制限をしているのかどうか。していないとすればその理由と制限する予定の有無をお示し願いたい。

六 日本で規制していない物質に関して、今後の規制の検討予定があれば、お示し願いたい。右質問する。

内閣衆質一五六第七四号
平成十五年七月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出建築資材等に関する発ガン物質等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出建築資材等に関する発ガン物質等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

建築物、家具等の資材に含まれ、空気中への発散等を通じて一定量以上摂取した場合に人体に悪影響を及ぼす可能性のある物質としては、以下のものが挙げられる。

1 厚生労働省が室内濃度指針値(平成十四年二月七日付け医薬発第〇二〇七〇〇二号厚生労働省医薬局長通知における室内空気中化学物質の室内濃度指針値をいう。)を設定している物質であって、建築物、家具等の資材に原

料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があると考えられるもの

2 世界保健機関(WHO)が作成した空気の質に関するガイドラインの対象となっている物質のうち室内空気汚染に関するものであって、建築物、家具等の資材に原料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があるもの

3 国際がん研究機関(IARC)が発がん性を有する可能性に応じて物質を五段階に分類した表において、グループ1(人に対する発がん性を有するもの)、グループ2A(人に対する発がん性を恐らく有するもの)及びグループ2B(人に対する発がん性を有する可能性があるもの)に分類されている物質であって、建築物、家具等の資材に原料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があるもの

これらの物質の名称、主な人体への影響の内容、当該物質が含有される資材のうち主なもの、の名称及び当該物質の用途並びに主な規制の内容及び根拠法令は、別表第一のとおりである。

三について

国が実施する公共建築工事及び公共建築改修工事の発注の際の契約条件として標準的に用いる材料、工法等を定めた「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」(平成十五年三月二十日官庁宮内省関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)において、別表第一の第一欄に掲げる物質のうち別表第二の上欄に掲げるものについて、同表の下欄に掲げる理由により、同表の中欄に掲げる仕様を定めており、原則として当該仕様に従った契約を締結している。

なお、各地方公共団体の公共建築工事及び公共建築改修工事における別表第一の第一欄に掲げる物質の取扱については、承知していない。

四について

人体への有害な影響を防止する観点から、特定の物質が含まれる建築物、家具等の資材の使用等を規制している事例として把握しているものは、以下のとおりである。

1 英国、フランス等においては、石綿を使用した資材の供給等が禁止されている。

2 欧州連合においては、各加盟国が、クレオソート油を木材の処理に使用することを原則として禁止するとともに、クレオソート油により処理された木材を建物内等人体に有害な影響が及ぶ危険性が高い場所等に使用することを禁止する国内法の整備を行うことを求める欧州連合指令が二千年十月二十六日に採択されている。

石綿及びクレオソート油の主な人体への影響の内容については、別表第一に示したとおりである。

五について

別表第一の第一欄に掲げる物質に係る輸入の規制の内容並びに規制が無い場合における規制をしない理由及び規制をする予定の有無は、別表第三のとおりである。

六について

別表第一の第一欄に掲げる物質のうち現在規制の対象としないものであって、今後何らかの規制の対象とすべく検討することを予定しているものはない。

別表第一

名称	主な人体への影響の内容 (注一)	当該物質が含有される資材のうち主なものの名称及び当該物質の用途	主な規制内容及び根拠法令(注二)
アクリルアミド	発がん性(グループ2A)	接着剤 原料	劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
アクリル酸	慢性毒性	接着剤 原料	劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法)
アクリル酸エチル	発がん性(グループ2B)	接着剤 原料	通知対象物(労働安全衛生法)
アクリロニトリル	発がん性(グループ2B)	建築用仕上塗材 原料	劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
アセトン	急性毒性	塗料及び接着剤 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
石綿	発がん性(グループ1)	繊維強化セメント板 原料	特定化学物質等、製造等禁止物質、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)

イソプロピルアルコール	慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用シーリング剤 溶剤	知対象物（労働安全衛生法） 有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
エチルベンゼン	発がん性（グループ2B） 慢性毒性	塗料及び接着剤 溶剤	通知対象物（労働安全衛生法）
エチレンジイミン	発がん性（グループ2B）	接着剤 原料	特定化学物質等、名称等表示対 象物質及び通知対象物（労働安 全衛生法）
エチレンジグリコールモノエチ ルエーテルアセテート（別名 セロソルブアセテート）	慢性毒性	建築用仕上塗材 原料	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
エチレンジグリコールモノノ ルマルーブチルエーテル（別 名ブチルセロソルブ）	慢性毒性	塗料 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
塩素化パラフィン（炭素鎖一 二以上、塩素化率六〇％以上 のもの）	発がん性（グループ2B）	樹脂 可塑性	
カーボンブラック	発がん性（グループ2B）	土木建築材料 顔料 ゴム 補強剤	粉じん及び通知対象物（労働安 全衛生法）

木くず	発がん性 (グループ 1)	パーティクルボード 原料	劇物 (毒劇法)
キシレン	急性毒性 慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用仕上塗材 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物 (労働安全衛生法)
クレオソート油	発がん性 (グループ 2 A)	製材 防腐剤	通知対象物 (労働安全衛生法)
鉱油	発がん性 (グループ 1)	建築用シーリング材 軟化剤及び可塑剤 人造鉱物繊維保温材 発じん防止剤	通知対象物 (労働安全衛生法)
コバルト	発がん性 (グループ 2 B)	ガラス 着色剤 アルミニウム製建材 着色皮膜	通知対象物 (労働安全衛生法)
酢酸ビニル	発がん性 (グループ 2 B)	接着剤 原料	通知対象物 (労働安全衛生法)
酸化アンチモン (Ⅲ)	発がん性 (グループ 2 B)	塩化ビニル製建材及び接着剤 難燃剤	劇物 (毒劇法)
一・四・ジオキサン	発がん性 (グループ 2 B)	建築用仕上塗材 原料	通知対象物 (労働安全衛生法)
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	発がん性 (グループ 2 B) 急性毒性	建築用仕上塗材、接着剤及び木材防腐剤 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物 (労働安全衛生法)

臭化メチル	慢性毒性	木材 くん蒸剤	劇物（毒劇法） 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法）
シリカ	発がん性（グループ1）	建築用仕上塗材及び建築用シーリング材料 原料	粉じん及び通知対象物（労働安全衛生法）
スチレン	発がん性（グループ2B） 急性毒性 慢性毒性	ポリスチレン樹脂 原料	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法）
チオりん酸O・Oージエチル ーOー（三・五・六ートリクロロニーピリジル）（別名 クロルピリホス）	慢性毒性	製材 防蟻剤	発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質（建築基準法） 劇物（毒劇法） 通知対象物（労働安全衛生法）
テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）	発がん性（グループ2B）	建築用仕上塗材 防かび剤	
テトラデカン	慢性毒性	塗料 溶剤	
トルエン	急性毒性 慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用仕上塗材 溶剤	劇物（毒劇法） 有機溶剤、名称等表示対象物質

ナフタレン	発がん性(グループ2B)	コンクリート化学混和剤 原料	及び通知対象物(労働安全衛生法)
無機鉛化合物	発がん性(グループ2B)	建築用シーリング材 硬化剤 鏡 防錆剤 塩化ビニル樹脂製建具 安定剤 土木建築材料 顔料	劇物(毒劇法) 鉛等、名称等表示対象物質及び 通知対象物(労働安全衛生法)
ニッケル	発がん性(グループ2B)	ステンレス製建材 原料 アルミニウム製建材 着色皮膜	通知対象物(労働安全衛生法)
ニッケル化合物	発がん性(グループ1)	建築用シーリング材 顔料	通知対象物(労働安全衛生法)
砒素化合物	発がん性(グループ1)	木材防腐剤 原料	毒物又は劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
フタル酸ジノルマルブチル	慢性毒性	樹脂 可塑剤 接着剤 原料	通知対象物(労働安全衛生法)
フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)(別名DEHP)	慢性毒性	樹脂 可塑剤 接着剤 原料	通知対象物(労働安全衛生法)
ホルムアルデヒド	発がん性(グループ2A) 急性毒性	土木建築材料 原料 のり 防腐剤	発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質

マゼンタ	発がん性 (グループ 2B)	土木建築材料 顔料	(建築基準法) 劇物 (毒劇法) 建築物環境衛生管理基準 (建築物衛生法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物 (労働安全衛生法)
マンガン	慢性毒性	釉薬及び金属製建材 原料	特定化学物質等及び通知対象物 (労働安全衛生法)
メタクリル酸メチル	慢性毒性	樹脂 原料	通知対象物 (労働安全衛生法)
N-メチルカルバミン酸ニセカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	慢性毒性	製材 防蟻剤	劇物 (毒劇法) 通知対象物 (労働安全衛生法)
六価クロム化合物	発がん性 (グループ 1)	土木建築材料 顔料 木材防腐剤 原料 金属製建材 防食皮膜	劇物 (毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物 (労働安全衛生法)

(注一)

- 1 建築物、家具等の資材に含まれる当該物質について、空気中への発散等を通じ一定量以上摂取した場合に生じ得る影響を記載した。
- 2 発がん性については、併せてIARCの分類を記載した。
- 3 「急性毒性」とは、化学物質を一回又は二十四時間以内に数回摂取した場合に、短時間に現れるおそれがある有害な影響をいう。
- 4 「慢性毒性」とは、化学物質を継続的に摂取した場合に、現れるおそれがある有害な影響（発がん性を除く。）をいう。

(注二)

- 1 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質

第二十八条の二に基づき、居室を有する建築物は、発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について技術的基準に適合するものとしなければならない旨の規制が課される。

- 2 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）（「毒劇法」と略）

毒物又は劇物

第二条第一項の毒物又は第二項の劇物に指定された場合は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、販売、授与等を行ってはならないこと、容器及び被包に「医薬用外」の文字を表示すること、毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示すること等の規制が課される。

- 3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（「建築物衛生法」と略）

建築物環境衛生管理基準

第四条第一項に基づき、特定建築物の所有者等は、空気中の特定の有害物質の濃度を一定以下にするなど建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をしなければならない旨の規制が課される。

4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

(一) 特定化学物質等

事業者は、第十四条に基づき、特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(二) 鉛等

事業者は、第十四条に基づき、鉛等に係る一定の作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(三) 有機溶剤

事業者は、第十四条に基づき、有機溶剤を製造し、又は取り扱う一定の作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(四) 粉じん

事業者は、第二十二条に基づき、粉じんによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(五) 製造等禁止物質

第五十五条に基づき製造等が禁止される有害物に指定された場合は、当該物質を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない旨の規制が課される。

(六) 名称等表示対象物質

第五十七条第一項に基づき名称等を表示すべき有害物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該有害

物の名称、成分、含有量等を容器又は包装に表示しなければならない等の規制が課される。

(七) 通知対象物

第五十七条の二第一項に基づき通知対象物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該対象物の名称、成分、含有量等をその相手方に通知しなければならない等の規制が課される。

5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）（「家庭用品規制法」と略）
有害物質

第二条第二項に基づき有害物質に指定された場合は、第四条第一項に基づき指定された家庭用品が当該物質の含有量、溶出量又は発散量に関する基準に適合しない場合には、その販売等が禁止される等の規制が課される。

別表第二

物質	仕様	理由
石綿	繊維強化セメント板及び押出成形セメント板については、特記仕様書等に別段の定めがない限り、原料に石綿を使用しないこと。	建築物の解体に伴う石綿の飛散により、健康に有害な影響を与えるおそれがあるため。
クレオソート油	建築物の内部に使用する保存処理木材については、クレオソート油を除く木材防腐剤を用いた防腐処理木材を使用すること。	特有の臭気による不快感を生じさせるおそれがあるため。
ホルムアルデヒド	建築物の内部に使用する合板、パーティクルボード等については、特記仕様書等に別段の定めがない限り、日本農林規格又は日本工業規格に定められたホルムアルデヒド放散量の最も少ない区分の材料を使用すること。	発散により、健康に有害な影響を与えるおそれがあるため。

別表第三

物質	輸入の規制の内容(注)	規制をしない理由及び規制する予定の有無
アクリルアミド	劇物(毒劇法)	
アクリル酸	劇物(毒劇法)	
アクリル酸エチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
アクリロニトリル	劇物(毒劇法)	
アセトン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
石綿	製造等禁止物質(労働安全衛生法) 輸入割当品目(外為法) ※アモサイト及びクロシドライトに限る。	アモサイト及びクロシドライト以外の石綿を含有する押出成形セメント板等についても、労働安全衛生法及び外為法に基づく輸入に係る規制の対象とすることを予定している。
イソプロピルアルコール	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチルベンゼン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を

エチレンイミン	規制無し	示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
塩素化パラフィン（炭素鎖一二以上、塩素化率六〇％以上のもの）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
カーボンブラック	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
木くず	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

キシレン	劇物 (毒劇法)	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
クレオソート油	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
鉱油	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
コバルト	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
酢酸ビニル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
酸化アンチモン (Ⅲ)	劇物 (毒劇法)	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
一・四―ジオキサン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

臭化メチル	劇物 (毒劇法)	
シリカ	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
スチレン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
チオりん酸 O・Oージエチル ー Oー (三・五・六ートリク ロローニーピリジル) (別名 クロルピリホス)	劇物 (毒劇法)	
テトラクロロイソフタロニト リル (別名クロロタロニル又 は T P N)	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
テトラデカン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
トルエン	劇物 (毒劇法)	
ナフタレン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えて

無機鉛化合物	劇物（毒劇法） ※四酸化三鉛、ヒドロオキシ炭酸鉛及び硫酸鉛を除く。	四酸化三鉛、ヒドロオキシ炭酸鉛及び硫酸鉛については、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ニッケル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ニッケル化合物	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
砒素化合物	毒物又は劇物（毒劇法） ※砒化インジウム及び砒化ガリウムを除く。	砒化インジウム及び砒化ガリウムについては、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
フタル酸ジノルマルーブチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
フタル酸ビス（ニ―エチルヘキシル）（別名DEHP）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ホルムアルデヒド	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

マゼンタ	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
マンガン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
メタクリル酸メチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
Nーメチルカルバミン酸ニセカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	劇物 (毒劇法)	
六価クロム化合物	劇物 (毒劇法) ※重クロム酸、重クロム酸塩類、クロム酸塩類及び無水クロム酸に限る。	重クロム酸、重クロム酸塩類、クロム酸塩類及び無水クロム酸以外の六価クロム化合物については、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

(注)

1 毒物及び劇物取締法 (「毒劇法」と略)

毒物又は劇物

第二条第一項の毒物又は第二項の劇物に指定された場合は、第三条第二項に基づき毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でな

ければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない旨の規制が課される。

2 労働安全衛生法

製造等禁止物質

第五十五条に基づき製造等の禁止を受けるべき有害物に指定された場合は、当該物質を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない旨の規制が課される。

3 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（「外為法」と略）

輸入割当品目

第五十二条及び輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条に基づき経済産業大臣が定める輸入割当てを受けるべき貨物を輸入しようとする者については、輸入の承認を受けなければならない旨の規制が課される。

平成十五年六月十七日提出
質問 第一〇四号

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」に関する質問主意書

提出者 北川れん子

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」に関する質問主意書

先ほど「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、新法とする）が、国会内外において多くの議論があるが成立した。現に施行されている「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下、現行

法とする）に比べて、対象個人情報の範囲が拡大し個人の権利保障も充実する等、一定の前進をした。しかし一方で、国会審議の際には国会内外から、行政機関による個人情報取扱いに関する裁量が大きいこと、個人の権利保障制度として不十分であること等、行政機関の保有する個人情報を保護する法制として、その実効性に対して多くの懸念が寄せられた。これらの点は、国会審議においてもいまだその懸念に答えるに足る十分な説明がされていない。

そこで、以下質問する。

一 新法第二条第二項にいう「個人情報の定義として、現行法の解釈と同様に死者の個人情報の中に生存する個人を識別する情報が含まれる場合は該当すると答弁しているが、例えばどのような個人情報にこれに該当するのか。

二 国立病院等における死者のカルテのように、

死者の個人情報に生存する遺族の個人情報が含まれていない死者の個人情報もあるが、このような個人情報に対する遺族からの開示請求はどのように扱われるのか。

三 死者の個人情報は、生存する個人に関する個人情報とみなせる場合等ごく一部を除いてすべて法の対象外となっており、死者の個人情報の利用・提供については何ら制限がない。死者の個人情報の保護についてどのような措置がとられるのか。

四 新法第三条第一項に個人情報の保有制限として「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」とあるが、個別の法令に個人情報の収集範囲等が規定されていない場合、所掌事務の遂行に必要な個人情報の範囲をどのような基準で判断し、どのような場合は違法な収集となるのか。

五 新法第四条第一項にある、個人情報の取得に当たっての利用目的の明示が、「本人から直接書面（以下、省略）に記録された当該本人の個人情報取得するときは」と限定されているのはなぜか。

六 新法第八条第二項により行われる目的外利用・外部提供について、新法第十条第一項第六号により通知される場合以外に、目的外利用・外部提供の実態をどのような基準で把握、公表するのか。国会答弁において「一定の規模の一定のもの」について取りまとめていきたいとあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

七 新法第八条第二項第四号にいう、学術研究の目的のために提供することができるとはどのような場合か。また、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあると

き」の「特別の理由」とはどのような基準で判断され、どのような場合が該当するのか。

八 新法第十条第二項第六号により、一年以内に消去するものの、電子化された自衛官適齢者名簿やデータマッチングによる一時的なデータの作成のように、毎年ないし定期的に作成されるものの一年以内に消去される個人情報ファイルも、一律に事前通知の対象外とされる規定となっているが、反復性や継続性を考慮していないのはなぜか。

九 新法第十条第二項第九号は、個人情報ファイルが個人の権利利益に深く関わり軽微なものではなくとも、一定数で一律に対象外とされる規定である。個人情報ファイルの質・内容を問わずに一律に除外するのはなぜか。

十 新法第十条・第十一条の規定により、個人情報ファイルは事前通知されなければ個人情報ファイル簿は作成されないが、個人情報ファイル作成前には新法第十条第二項第九号の規定に該当するとして事前通知されていないものの、事後になって同号で定める数を超えた場合は、その個人情報ファイル簿の作成・公表はどうなるのか。

十一 新法第二十七条・第三十六条は、開示請求による開示の実施を受けられなければ、目的外利用・外部提供や違法な個人情報収集に対する訂正請求や利用停止請求は認めない規定となっている。その理由は何か。

十二 現行法には、附帯決議として「我が国の高度情報化、国民の自己情報に関する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、五年以内に本法の必要な見直し

を行うこと」とされていたが、この見直しが行われなかった具体的な理由は何か。右質問する。

内閣衆質一五六第一〇四号
平成十五年七月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出「行政機関の保有する個人情報に関する法律」行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員北川れん子君提出「行政機関の保有する個人情報に関する法律」行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」に関する質問に対する答弁書

一について

例えば、死者を被相続人とする相続財産に関する情報の中に、死者の氏名に加え、生存する相続人の氏名が含まれている場合は、死者に関する情報が、同時に生存する個人に関する情報でもある場合に該当するものと考え。

二について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「新法」という。)は、御指摘のような死者の個人情報については、開示請求の対象としていない。

三について
新法は、個人情報の取扱いに関連する個人の

権利利益を保護することを目的とするものであるが、権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、新法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものである。

なお、死者に関する情報の保護については、一般的には、その情報の内容、関係する制度等を踏まえてその取扱いが判断されるものと考え

四について

御指摘の所掌事務の遂行に必要な個人情報の範囲については、各行政機関が保有しようとする個人情報に当該行政機関の所掌事務に関する規定及び当該規定に基づき実施されている事務の内容に照らして必要なものであるかどうかを個別具体的に検討し、判断することになる。

なお、行政機関が、新法第三条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有している場合は、同条第二項の規定に違反することとなる。

五について

本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報取得する場合は、このような個人情報の多くが、保有個人情報として保有され、その後の行政運営の基礎的な資料として利用されることになることから、特に利用目的を明示することを義務付けたものである。

六について

御指摘の目的外利用及び外部提供の実態をどのような基準で把握し、公表するかについては、現在検討中である。

七について

学術研究の目的のために保有個人情報を提供することができる場合としては、例えば、疾病の予防や治療の研究のために、学術研究機関に保有個人情報を提供する場合が挙げられる。

「特別の理由」とは、保有個人情報の目的外利用及び提供の原則禁止の例外として認めらるべき理由をいう。「特別の理由」があると認められるためには、一般的には、行政機関に提供する場合と同程度の公益上の必要性があり、かつ、当該保有個人情報の提供を受けなければ、その提供を受ける者の事務の目的を達成することが困難であることが必要であると考える。

八について

一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイルは、保有個人情報の本人の権利利益を侵害するおそれが少なく、また、このような個人情報ファイルについて総務大臣に対する事前通知を義務付け、個人情報ファイル簿により公表することとするのは、行政機関に過大な負担を課することとなることから、事前通知の対象外としたものである。

なお、このような個人情報ファイルに係る保有個人情報についても、利用目的を制限し、目的外利用及び提供を原則禁止するとともに、開示、訂正及び利用停止の各請求の対象としている。

九について

小規模な個人情報ファイルについてまで総務大臣に対する事前通知を義務付け、個人情報ファイル簿により公表することとするのは、

行政機関に過大な負担を課すこととなることから、事前通知の対象外としたものである。

なお、このような個人情報ファイルに係る保有個人情報についても、利用目的を制限し、目的外利用及び提供を原則禁止するとともに、開示、訂正及び利用停止の各請求の対象としている。

十について

本人の数が新法第十条第二項第九号に基づき政令で定める数を超えると見込まれることとなった場合は、その時点で総務大臣に対して事前通知を行い、個人情報ファイル簿に掲載することになる。

十一について

保有個人情報とは、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあること等から、訂正請求及び利用停止請求は、本人に対して開示された保有個人情報に限ったものである。

十二について

平成六年当時、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の見直しの必要性について検討した結果、改正を要する点が認められなかったためである。

平成十五年七月八日提出
質問第一一九号

内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問主意書

提出者 伊藤 英成

内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問主意書

内閣法制局は、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見」の具申ができた法律案に基づき、憲法上の問題が指摘されてきた法律案に関しても、解釈の統一を図っているが、国会においても、内閣法制局長官を初めとした内閣法制局職員が当該法律案の憲法解釈に関わる答弁をなしてきたことを踏まえ、内閣法制局の権限及び自衛権の解釈について、以下質問する。

一 政府の統一解釈・統一見解と内閣法制局の権限・役割について

1 政府の統一解釈・統一見解は、時の政府の解釈であり見解であるから、政権が変われば、以前の政府解釈等を継承するものも変更するものも可能なものと考えられるのか、あるいは、政府は従来の解釈等に拘束されるべきものと考えられるのか、政府の統一解釈・統一見解の性格について、見解を伺いたい。

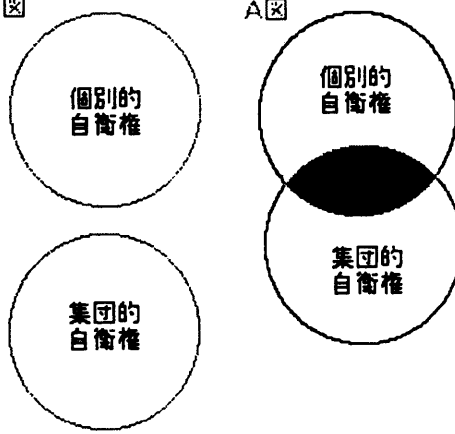
2 政府の統一解釈・統一見解を形成するためには大きな役割を担っている内閣法制局は、いかなる権限・正統性に基づき憲法を含む法律の解釈を行っているのか、説明いただきたい。

3 政権が変われば、政府全体も何らかの変化があるのが自然であるが、内閣法制局は、政府の変化及び国内外の情勢の変化に対し、適度な柔軟性を持ち的確な対応ができる組織なのか、説明いただきたい。

二 自衛権の解釈について
1 自衛権についての政府の考え方について

ア 「自衛権」、「個別的自衛権」及び「集団的自衛権」のそれぞれの定義を示していただきたい。

イ 個別的自衛権と集団的自衛権との関係は、次のA図のように重複する部分もあるものなのか、あるいは、B図のように、全く重複する部分はなく、明確に区別し得るものなのか、説明いただきたい。



ウ 個別的自衛権と集団的自衛権が重複する部分がある概念であるとすれば、集団的自衛権は憲法上禁止されているとしている政府は、重複する部分に入り得る事態について、個別的自衛権で対処するのか、あるいは、集団的自衛権にも当たるものとして、個別的自衛権でさえも、制限し、対処を控えるのか、説明いただきたい。

3 「専守防衛」について
ア 従来の政府の統一見解の中で、政府は、「自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使すること」及び「自衛のための必要最小限度の実力を保持すること」は憲法上認められているとしているが、その際、「必要最小限度の実力」とは、規模、装備、攻撃の在り方等において、いかなる程度の実力を意味しているのか、説明いただきたい。そもそも、流動的な国内外の安全保障情勢下で、「必要最小限」という曖昧な基準に拠ることは、自衛隊が既に相当程度の実力を保持する中では、内閣法制局は、法令解釈権を放棄したものではないのか。

イ 「他国から武力攻撃が加えられた場合に国土を防衛する手段として武力を行使することは憲法第九条に違反しない」とする従来の政府の統一見解については理解できるが、「憲法第九条のもとにおいて、自衛のための必要最小限度の範囲を超えて武力を行使すること及び自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することは許されない」との従来の政府解釈については、その根拠は何も説明されておらず、理解しがたい。憲法第九条が、我が国の自衛のための武力行使あるいは自衛隊の実力について、「必要以上」を許していないとするのではなく、必要範囲であっても、その「必要限度を超えること」を許していないとする解釈の根拠を示していただきたい。

ア 政府は、相手から武力攻撃を受けたとき

に初めて防衛力を行使するという「専守防衛」を我が国防衛の基本方針としていたが、「専守防衛」を基本方針とした時期及び経緯について、説明いただきたい。

イ 国土が南北に長く、大陸に近接しているという地理的特徴を持つ我が国が、「専守防衛」に徹し、国土を防衛し得るためには、相当大きな規模・実力の抗戦力を保持する必要があると推測されるため、「専守防衛」は憲法の要請するところのものであり得ず、政府が現在執っている防衛政策の一つに過ぎず、自衛力を確保するため、「専守防衛」の是非を検討し、必要があればこの方針を廃棄することは、憲法見直し論議とは関わりなく行い得るものと考え、見解を伺いたい。

ウ 政府は、「専守防衛」の基本方針を変更しないと述べているが、歴代政権が「専守防衛」方針に絶対の信頼性を置いてきたとは思えない。昭和四十七年十月三十一日の衆議院本会議において、田中内閣総理大臣は、「専守防衛」というのは、防衛上の必要から相手国の基地を攻撃することなく、もっぱら我が国土及びその周辺において防衛を行うこと」と答弁している。しかし、最近、石破防衛庁長官が、昭和三十一年の鳩山内閣総理大臣答弁及び昭和三十四年の伊能防衛庁長官答弁で示された「誘導弾等による攻撃を防衛するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能である」旨の見解を表明したが、

このような武力行使は、「自衛の範囲」に含まれ、可能であっても、「専守防衛」方針には合致しないものではないのか、石破防衛庁長官の見解は政府見解と一致するものなのか、そうであれば、政府は「専守防衛」方針の廃棄を視野に入れているのか、説明いただきたい。

4 自衛権発動三要件の一つ「我が国に対する急迫不正の侵害がある場合」について

ア 我が国を他国からの武力攻撃から防衛するために我が国に自然権として備わっている権利が「自衛権」、狭義には、「個別的自衛権」と考えるのか。

イ 政府が設定している自衛権発動三要件の一つ「我が国に対する急迫不正の侵害がある」事態という危機迫る段階の前段階において、つまり、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(周辺事態)に対し、我が国が個別的自衛権に基づき対処することは、憲法上問題があるのか否か、説明いただきたい。

ウ 具体的に例を挙げれば、日本を含む北東アジアの平和と安全を確保するために日朝鮮の公海上で監視活動等を行う米軍が北朝鮮との間で戦闘状態に入った場合において、事態は周辺事態との政府判断がなされ得るし、また、短期間のうちに我が国に対する武力攻撃事態へ発展することが予測される事態(武力攻撃予測事態)となる場合もあり得る。しかし、政府の自衛権発動の三

要件に照らせば、事態が我が国に対する武力攻撃事態へ発展して初めて自衛権を行使することができ、その前段階では、せいぜい周辺事態安全確保法に基づく米軍への後方地域支援や、武力攻撃事態対処法に基づく自衛隊の防衛出動待機に限られると思われるが、事態が我が国周辺にある間に、自衛権を発動して、米軍と協力して危険を排除すれば、被害を最小限にして国土を防衛し得る場合において、我が国は自衛権を発動できるのか否か、できないとすれば、その根拠は何か、説明いただきたい。

三 内閣法制局の見解を抛り所にして歴代の政府が示してきた自衛権を初めとする憲法問題についての統一解釈は、過去の統一解釈との整合性を図るために無理に無理を重ねた結果、相互に自己矛盾に陥ったり、「武力行使との一体化論」に代表される、国際的な説得力が皆無な、独りよがりの解釈となっていることを鑑みれば、内閣法制局は、法律解釈を行うに当たっては、従来の同局見解に硬直的に縛られることなく、現政府の法律顧問として、客観的に適正と考えられる見解を示すべきであると考え、見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第一一九号

平成十五年七月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「政府の統一解釈・統一見解」とは、憲法を始めとする法令の解釈に関する政府の見解を指すものと考えられるところ、一般的に、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものである。政府による法令の解釈は、このような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、御指摘のような国内外の情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に法令の解釈を変更することができるとい性質のものではないと考えられる。中でも、憲法は、我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条については、過去五十年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならぬと考えらる。

行政府としての憲法解釈は最終的に内閣の責任において行うものであるが、内閣法制局は、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)に基づき、「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申するこ

と、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」等を所掌事務として内閣に置かれた機関であり、行政府による行政権の行使について、憲法を始めとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を保つとともに、法律による行政を確保する観点から、内閣等に対し意見を述べるなどしてきたものである。

なお、御指摘の「武力行使との一体化論」は、仮に自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、他の者が行う「武力の行使」への関与の密接性等から、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである。これは、我が国の憲法が欧米諸国に例を見ない戦争の放棄等に関する第九条の規定を有することから生まれる解釈であり、「独りよがりの解釈となつてゐる」との御指摘は当たらないと考える。

二の1及び4のアについて

国際法上、一般に、「個別的自衛権」とは、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。

このように、両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考えている。

「自衛権」については、その用いられる文脈により、個別的自衛権と集団的自衛権の両者を包

括する概念として用いられる場合もあれば、専ら個別的自衛権のみを指して用いられる場合もあると承知している。

二の2のアについて

我が国に対する武力攻撃が発生しこれを排除するため他に適当な手段がない場合に認められる必要最小限度の実力行使の具体的限度は、当該武力攻撃の規模、態様等に応ずるものであり、一概に述べることは困難である。

憲法第九条の下で保持することが許容される「自衛のための必要最小限度の実力」の具体的な限度については、本来、そのときどきの国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定し得えず、結局は、毎年度の予算等の審議を通じて、国民の代表である国会において判断されるほかないと考える。

これらはいずれも、解釈によって示された「必要最小限」という規範に対する個別具体的な事例の当てはめの問題であり、「内閣法制局は、法令解釈権を放棄した」との御指摘は当たらないと考える。

二の2のイについて

憲法第九条第一項は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定し、さらに、同条第二項は、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定している。

しかしながら、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊

重すべきこととして趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力行使することまでは禁じていないと解され、そのための必要最小限度の実力を保持することも禁じてはいないと解される。

我が国がこのような自衛のために行う実力の行使及び保持は、前記のように、一見すると実力の行使及び保持の一切を禁じているようにも見える憲法第九条の文言の下において例外的に認められるものである以上、当該急迫不正の事態を排除するために必要であるのみならず、そのための最小限度でもなければならぬものであると考える。

二の3について

「専守防衛」という用語は、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。この用語は、国会における議論の中で累次用いられてきたものと承知している。

政府は、従来から、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、(中略)そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防衛するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含ま

れ、可能であるというべきものと思います。」

(衆議院内閣委員会鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読、昭和三十一年二月二十九日)との見解を明らかにしてきており、石破防衛庁長官の平成十五年一月二十四日の衆議院予算委員会における答弁等は、このような従来の見解を繰り返し述べたものである。このような見解と、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめるなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいう専守防衛の考え方とが、矛盾するとは考えていない。

前記のように、専守防衛の考え方は憲法の精神にのっとりたものであり、政府としては、これを変更することは考えていない。

二の4のイについて

御指摘の事態については、自衛権発動の三要件が満たされないことから、これに対応するために我が国が自衛権を発動することはできない。

二の4のウについて

お尋ねは、仮定の事実を前提とするものであるが、一般論として述べると、憲法第九条の下において自衛権の発動としての武力の行使が許されるのは、自衛権発動の三要件が満たされる場合に限られる。

平成十五年七月八日提出
質問 第一二二一号

イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問主意書

イラク復興特別措置法案における自衛隊のイラクでの活動範囲等について、お尋ねする。

一 予定される派遣の規模(陸海空別に何人程度か)と派遣場所、具体的業務内容をお示し願いたい。

二 自衛隊の近くで活動する他国軍が、襲撃され、助けを求めて来た場合、自衛隊は救助することが可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

三 自衛隊の近くで活動するNGO関係者が、襲撃され、助けを求めて来た場合、自衛隊は救助することが可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

四 自衛隊員が誘拐された場合、自衛隊は救出に赴くことは可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。また、救出に赴く際の武器使用はどの程度可能か。

五 NGO関係者(邦人)が誘拐され、自衛隊に救出要請があった場合、自衛隊は救出に赴くことは可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。また、不可能な

場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。また、救出に赴く際の武器使用はどの程度可能か。

六 自衛隊が行っている業務に対して、妨害行為があった場合、自衛隊は実力をもってこれを排除することが可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

七 派遣された自衛隊の近くのNGO関係者邦人を含むが行っている業務に対して、妨害行為があり、助けを求められた場合、自衛隊は実力をもってこれを排除することが可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

八 派遣された自衛隊の部隊等が他国軍とキャンプする際に、他国軍を含むキャンプ全体の夜警を担当することが、可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

九 派遣された自衛隊が、要請を受けてNGO関係者(邦人を含む)の身の安全を守る活動をすることは可能か。状況に応じて可能な場合と不可能な場合があると考える。可能な場合は、どのような状況下か、お示し願いたい。また、不可能な場合は、どのような状況下か、同じくお示し願いたい。

十 自衛隊が他国軍と共同活動をしている際に、

その活動地域が期せずして戦闘地域になってしまった場合、他国軍を置き去りにして、自衛隊だけが戦闘地域から離脱することで、他国軍を危険にさらすことになる場合、それでも離脱するのか。その場合、国際的非難を受けても仕方がないと考えるのか。

十一 イラクに展開する他国軍やNGO等は、派遣される自衛隊が戦闘地域での活動が不可能であることを知っているのか。周知させないと、誤解を生んで他国軍等とトラブルになる可能性があるが、いかが考えるか。

内閣衆質一五六第一二二号
平成十五年七月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問に対する答弁書

一について

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案(以下「法案」という)第二条第一項に規定する対応措置を実施する自衛隊の部隊等(自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。の規模、派遣場所及び具体的業務については、今後、現地調査の結果、現地情勢の進展並びに関係国及び関係国際

機関との協議を踏まえて、具体的に検討していく予定であり、現時点で確定的に申し上げることは困難である。

二及び三について

派遣される自衛隊の部隊等の安全の確保については、政府全体として、基本計画(法案第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。)に定める対応措置に関する基本方針の策定から対応措置の実施に至るまで、最大限の配慮を行う考えであり、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないことは、法案第九条においても明示されているところである。

このため、実施区域(法案第八条第三項に規定する実施区域をいう。以下同じ。)を指定するに当たっては、「現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる(法案第二条第三項)という要件を満たすことは当然のこととして、自衛隊の部隊等の安全の確保にも配慮することとしている。

万一お尋ねのような「自衛隊の近くで活動する他国軍に対する襲撃」又は「自衛隊の近くで活動するNGO関係者に対する襲撃」といった事態が生じた場合に、自衛隊の部隊等がどのような行動をとることが可能であるかについては、個別具体的な状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型性的にお答えすることは困難であるが、お尋ねの「他国軍」の者又は「NGO関係者」が法案第十七条第一項に規定する「自己と共に現場に所在する…その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に該当

し、同条に規定する要件を満たす場合には、自衛隊の部隊等の自衛官が武器を使用することも排除されない。

四について

派遣される自衛隊の部隊等の安全の確保については、政府全体として、基本計画に定める対応措置に関する基本方針の策定から対応措置の実施に至るまで、最大限の配慮を行う考えであり、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならぬことは、法案第九条においても明示されているところである。

このため、実施区域を指定するに当たっては、「現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる(法案第二条第三項)という要件を満たすことは当然のこととして、自衛隊の部隊等の安全の確保にも配慮することとしている。

万一お尋ねのような「自衛隊員の誘拐」が現になされた場合には、自衛隊の部隊等は、対応措置を的確に実施する上で必要となる組織としての維持管理機能の一環としても、当該自衛隊員の生命及び身体を確保するため、当該自衛隊員の捜索や誘拐を行った者に対する説得を行う等、可能な限りの努力を行うこととなる。

五について

お尋ねのような「NGO関係者の誘拐」といっ

た事態が生じた場合に、自衛隊の部隊等が当該NGO関係者の救出活動を行うことは、予定されていない。

六について

お尋ねのような「自衛隊が行っている業務に対する妨害行為」といった事態が生じた場合に、自衛隊の部隊等がどのような行動をとることが可能であるかについては、個別具体的な状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難であるが、法案第十七条又は自衛隊法第九十五条に規定する要件を満たす場合には、自衛隊の部隊等の自衛官が武器を使用することも排除されない。

七について

お尋ねの「NGO関係者」が法案第十七条第一項に規定する「自己と共に現場に所在する」その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に該当し、同条に規定する要件を満たす場合には、自衛隊の部隊等の自衛官が武器を使用することも排除されない。

八について

対応措置を実施する自衛隊の部隊等が宿营地を設置し、その警備を行うことは、組織としての維持管理機能の一環として当然に可能である。この場合において、当該宿营地の状況によつては、例えば、自衛隊の部隊等の宿营地と他国軍の宿营地とが同一の区域に設置され、かつ、自衛隊の部隊等の宿营地の警備と当該他国軍の宿营地の警備とが不可分であるようなケースもあり得ないわけではない。そのようなときには、結果的に当該他国軍の宿营地の警備をも行うことも排除されない。

九について

お尋ねのような「自衛隊の部隊等によるNGO関係者の身の安全を守る活動」については、例えば、当該NGO関係者が対応措置を実施する自衛隊の部隊等の宿营地内に在る場合には、行われることとなる。なお、当該NGO関係者が法案第十七条第一項に規定する「自己と共に現場に所在する」その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に該当し、同条に規定する要件を満たす場合には、自衛隊の部隊等の自衛官が武器を使用することも排除されない。

十について

自衛隊が実施する対応措置については、「現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる「地域で実施すること」とされており(法案第二条第三項)、また、自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、防衛庁長官による実施区域の指定の変更等の措置を待つものとされている(法案第八条第五項)。

なお、お尋ねのような事態が生じた場合であつて、「他国軍」の者が法案第十七条第一項に規定する「自己と共に現場に所在する」その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に該当し、同条に規定する要件を満たすときは、

自衛隊の部隊等の自衛官が武器を使用することも排除されない。

十一について

自衛隊が対応措置を実施するに当たっては、その内容、実施区域の指定に関する考え方等について、可能な限り詳細に、関係国等に周知するよう努めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員齊藤鉄夫君提出鍼灸・マッサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年九月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人のタイムカード導入状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年十月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十五年五月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
参議院議長 倉田 寛之

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定認定機関」を「登録認定機関」に改める。

第三十七条の三第一項中「第一種電気通信事業者の子会社」の下に「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」を、「とする親会社」の下に「(商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下この項及び第六十九條第一項第三号イにおいて同じ。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項を」第二項に改め、同項を同条第四項とする。

第五十条第一項を次のように改める。

第六十八條第一項の規定により登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)は、その登録に係る技術基準適合認定(前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していることとの認定をいう。以下同じ。)を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器(総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。以下同じ。)が前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行うものとする。

第五十条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「総務大臣は、」を「登録認定機関は、その登録に係る」に、「付するものとする」を「付さなければならぬ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第七十二條又は第七十二條の三第五項」を「第七十二條の三第四項」に、「又

は第五十条の四第五項(第七十二條の二第三項又は第七十二條の三第八項において準用する場合を含む。)」を、「第五十条の六(第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。又は第五十条の十三)に改め、同項を同条第三項とする。

第五十条の二及び第五十条の三を次のように改める。

(妨害防止命令)

第五十条の二 総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて前条第二項の表示が付されているものが、第四十九條第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合認定を受けた者に対し、当該端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(表示が付されていないものとみなす場合)

第五十条の三 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて第五十条第二項の規定により表示が付されているものが第四十九條第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、第五十条第二項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により端末機器について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

第五十条の四第一項中「総務大臣は、申請により、」を「登録認定機関は、端末機器を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、その」に、「第五項、第七十二條の二第一項及び第七十二條の三第六項において同じ。)」について認証する(を)」について認証(以下「設計認証」という。)するに改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総務大臣は、第一項の申請を」登録認定機関は、その登録に係る設計認証の求めに、「申請に」を「求めに」に、「第一項の認証」を「設計認証」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削り、同条の次に次の十二條を加える。

(設計台致義務等)

第五十条の五 登録認定機関による設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該設計認証に係る設計(以下「設計」という。)に基づき、端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(認証設計に基づく端末機器の表示)

第五十条の六 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該端末機器に総務省令で定める表示を付することができる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第五十条の七 総務大臣は、認証取扱業者が第五十条の五第一項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第五十条の八 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める設計認証又は設計に基づく端末機器に第五十条の六の表示を付することを禁止することができる。

一 認証設計に基づく端末機器が第四十九條第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第六号に掲げる場合を除く。)

当該端末機器の設計認証

二 認証取扱業者が第五十条の五第二項の規定に違反したとき。 当該違反に係る端末機器の設計認証

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る端末機器の設計認証

四 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。 当該設計認証に係る設計

五 登録認定機関が第五十条の四第二項の規定又は第七十二條の二において準用する第七十一條第二項の規定に違反して設計認証をしたとき。 当該設計認証に係る設計

六 第四十九條第一項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 当該設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第五十条の九 第五十条の二の規定は認証取扱業者について、第五十条の三の規定は認証設計に基づく端末機器について準用する。この場合において、第五十条の二中「登録認定機関による技術基準適合認定を受けた」とあるのは「認証設計に基づく」と、同条中「前条第二項」とあり、及び第五十条の三第一項中「第五十条第二項」とあるのは「第五十条の六」と、第五十条の二中「は、当該」とあるのは「は、当該認証設計に係る」と読み替えるものとする。

(外国取扱業者)

第五十条の十 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者が外国取扱業者(外国において本邦内で使用されることとなる端末機器を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。)である場合における当該外国取扱業者に対する第五十条の二の規定の適用については、同条中「命ずる」とあるのは、「請求する」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第五十条の七、第五十条の八第一項第三号及び前条において準用する第五十条の二の規定の適用については、第五十条の七及び前条において準用する第五十条の二中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十条の八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつた」と、「違反に」とあるのは「請求に」とする。

3 第五十条の八第一項の規定によるほか、総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、登録認定機関による設計認証を受けた外国取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証設計に基づく端末機器に第五十条の六の表示を付することを禁止すること

ができる。

一 総務大臣が第九十二条第三項において準用する同条第二項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。当該報告に係る端末機器の認証設計

二 総務大臣が第九十二条第三項において準用する同条第二項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。当該検査に係る端末機器の認証設計

三 当該外国取扱業者が第九十二条の二第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による請求に応じなかつたとき。当該請求に係る端末機器の認証設計

4 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合自己確認等)
第五十条の十一 端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの(以下「特定端末機器」という。)の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を、第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)について自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特定端末機器の設計が第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく特定端末機器のいずれもが

当該設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、前項の規定による確認(次項において「技術基準適合自己確認」という。)を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計
三 前項の検証の結果の概要
四 第二号の設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
4 前項の規定による届出をした者(以下「届出業者」という。)は、総務省令で定めるところにより、第二項の検証に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 届出業者は、第三項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、第三項の規定による届出があつたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

(設計合致義務等)
第五十条の十二 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る設計(以下「届出設計」という。)に基づく特定端末機器を製造し、又は輸入する場合においては、当該特定端末機器

を当該届出設計に合致するようにしなければならない。

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特定端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第五十条の十三 届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定端末機器に総務省令で定める表示を付することができる。

(表示の禁止)

第五十条の十四 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める届出設計又は設計に基づく特定端末機器に前条の表示を付することを禁止することができる。

一 届出設計に基づく特定端末機器が第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第五号に掲げる場合を除く。)

二 届出業者が第五十条の十一第三項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をしたとき。当該虚偽の届出に係る設計

三 届出業者が第五十条の十一第四項又は第五十条の十二第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定端末機器の届出設計
四 届出業者が第五十条の十六において準用する第五十条の七の規定による命令に違反

したとき。当該違反に係る特定端末機器の届出設計

五 第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に第五十条の十一第三項の規定により届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第五十条の十五 総務大臣は、届出業者が前条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあるとき、当該届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特定端末機器に第五十条の十三の表示を付することを禁止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第五十条の十六 第五十条の二及び第五十条の七の規定は特定端末機器及び届出業者について、第五十条の三の規定は届出設計に基づく特定端末機器について準用する。この場合において、第五十条の二中「登録認定機関による技術基準適合認定を受けた」とあるのは「届出設計に基づく」と、同条中「前条第二項」とあり、及び第五十条の三第一項中「第五十条第二項」とあるのは「第五十条の十三」と、第五十条の二中「は、当該」とあるのは「は、当該届出設計に係ると、第五十条の七中「第五十条の五第一項」とあるのは「第五十条の十二第一項」と、「設計認証」とあるのは「第五十条の十一第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第五十一条第一項中「技術基準適合認定を受けた端末機器」を「第五十条第二項(第七十二条の三第四項において準用する場合を含む。)、第五十条の六(第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。又は第五十条の十三の規定により表示が付されている端末機器(第五十条の三第一項(第五十条の九、前条並びに第七十二条の三第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。に改める。

「第一款 指定認定機関」を「第二款 登録認定機関」に改める。

第六十八条を次のように改める。

(登録認定機関の登録)

第六十八条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分(この節において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事務所の名称及び所在地

四 技術基準適合認定の審査に用いる測定器その他の設備の概要

五 第七十一条第二項の認定員の選任に関する事項

六 業務開始の予定期日

3 前項の申請書には、技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第六十九条の見出し中「指定認定機関の指定」

を「登録」に改め、同条第一項を次のように改める。

総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正(以下この号において「校正等」という。)を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構(ハにおいて「機構」という。)又は電波法第二百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正

ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、機構又は電波法第二百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの

ニ イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下この号において「特定製造業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資

会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

第六十九条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができる。

第六十九条第二項第二号中「第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を」を「第七十一条第一項又は第二項(第七十二条の二において準用する場合を含む。))の規定により登録」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六十九条の二の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定認定機関の指定」を「第六十八条第一項の登録」に改め、同条第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、「指定」を「登録」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録簿)

第六十九条の三 総務大臣は、登録認定機関の登録を受けた者について、登録認定機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録認定機関の登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第六十八条第二項第一号から第三号まで

に掲げる事項

第七十条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定認定機関の指定」を「第六十八条第一項の登録に」、「指定認定機関の名称」を「登録認定機関の氏名又は名称」に、「指定に係る区分」を「並びに登録に係る事業の区分」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地」を「登録認定機関は、第六十八条第二項第一号又は第三号に掲げる事項」に改める。

第七十一条第一項中「指定認定機関は」を「登録認定機関は、その登録に係る」に改め、同条第二項中「指定認定機関は、技術基準適合認定」を「登録認定機関は、前項の審査」に、「総務省令で定める要件を備える」を「別表第一に掲げる条件に適合する知識経験を有する」に改め、「その審査を」を削る。

第七十一条の二及び第七十一条の三を次のように改める。

(技術基準適合認定の報告等)

第七十一条の二 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、技術基準適合認定を受けた端末機器の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第七十一条の三 登録認定機関は、役員又は認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第七十一条の三の次に次の八条を加える。

(業務規程)

第七十一条の四 登録認定機関は、その登録に

係る事業の区分、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項について業務規程を定め、当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七十一条の五 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書、その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十三条第三号において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 端末機器を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録認定機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第七十一条の六 登録認定機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに技術基準適合認定の業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(改善命令等)

第七十一条の七 総務大臣は、登録認定機関が第六十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録認定機関が第五十条第一項又は第七十一条の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、技術基準適合認定のための審査を行うべきこと又は技術基準適合認定のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(技術基準適合認定についての申請及び総務大臣の命令)

第七十一条の八 第五十条第一項の規定により技術基準適合認定を求めた者は、その求めに係る端末機器について、登録認定機関が技術基準適合認定のための審査を行わない場合又は登録認定機関の技術基準適合認定の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が技術基準適合認定のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合認定のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録認定機関が第五十条第一項又は第七十一条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る登録認定機関に対し、前条第二項の規定による命令をしなければならない。

3 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしなことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知しなければならない。

(業務の休廃止)

第七十一条の九 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 登録認定機関が技術基準適合認定の業務の全部を廃止したときは、当該登録認定機関の登録は、その効力を失う。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第七十一条の十 総務大臣は、登録認定機関が第六十九条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第七十一条の七第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第六十八条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の抹消)

第七十一条の十一 総務大臣は、第六十九条の

二 第二項若しくは第七十一条の九第二項の規定により登録認定機関の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録認定機関の登録を取り消したときは、当該登録認定機関の登録を抹消しなければならない。

第七十二条及び第七十二条の二を次のように改める。

(総務大臣による技術基準適合認定の実施)

第七十二条 総務大臣は、第六十八条第一項の登録を受ける者がいないとき、又は登録認定機関が第七十一条の九第一項の規定により技術基準適合認定の業務を休止し、若しくは廃止した場合、第七十一条の十第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消した場合、同項の規定により登録認定機関に対し技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合若しくは登録認定機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、技術基準適合認定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により技術基準適合認定の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる技術基準適合認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が第一項の規定により技術基準適合認定の業務を行うこととした場合における技術基準適合認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(準用)

第七十二条の二 第七十一条から第七十一条の三まで、第七十一条の六、第七十一条の七第二項及び第七十一条の八の規定は登録認定機関が設計認証を行う場合について、第七十一条の四、第七十一条の九、第七十一条の十第

二項及び第三項並びに前条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第七十一条の二第二項中「を受けた」とあるのは「に係る設計に基づく」と、第七十一条の四「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第七十一条の七第二項並びに第七十一条の八第二項及び第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第五十条の四第二項」と、同条第一項中「端末機器」とあるのは「設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。）」と読み替へるものとする。

第七十二条の三 第一項中「第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合している」との認定を「技術基準適合認定」に、「第六十八条第二項の総務省令で定める」と「事業の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「承認認定機関は、第一項の認定を「前項の規定による承認を受けた者(以下「承認認定機関」という。）」は、その承認に係る技術基準適合認定」に改め、「の全部又は一部を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第五十条第一項及び第二項、第五十条の三、第七十条第二項及び第三項、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の四並びに第七十一条の六から第七十一条の八までの規定は承認認定機関について、第五十条の二の規定は承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者について、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条並びに第七十条第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について準用する。

5 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第五十条第一項及び第二項、第七十一条第一項、第七十一条の二並びに第七十一条の四	登録	承認
第五十条の二	登録認定機関	承認認定機関
命ずる	命ずる	請求する
第六十九条第一項各号列記以外の部分	登録申請者	承認申請者
適合しているときは	適合しているときは	適合しているときでなければならぬ
第六十九条第一項第三号(イを除く。)	登録申請者	承認申請者
第六十九条第一項第三号イ	登録申請者	承認申請者
第六十九条第二項第二号	親会社	承認申請者
第六十九条第三項	第七十一条の十第一項又は第二項(第七十一条の二において準用する場合を含む。)	外国における親会社に相当するもの
第七十条第一項	前条及び前二項	前条第二項及び第三項、前二項並びに第七十二条の三第一項
第七十一条の七	登録認定機関	承認認定機関
命ずる	命ずる	請求する
第七十一条の八第一項	命ずべき	請求すべき
第七十一条の八第二項及び第三項	命令	請求

第七十二条の三 第六項中「申請を」求めに、「を、第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計について認証する」を「について、設計認証を行う」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 第五十条の三、第五十条の四第二項、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の七第二項及び第七十一条の八の規定は承認認定機関が設計認証を行う場合について、第五十条の五から第五十条の八ま

で、第五十条の九において準用する第五十条の二並びに第五十条の十第三項及び第四項の規定は承認認定機関による設計認証を受けた者について、第七十一条の四並びに第二項及び第三項の規定は承認認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について準用する。

8 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第七十二条の四第 一項中「同条第五項」を同条第四項に改め、同条第二項第二号中「前条第三項」を「前条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)'の規定、同条第四項において準用する第七十条第二項、第七十一条、第七十一条の二第二項、第七十一条の四若しくは第七十一条の六に」、「同条第五項において準用する第六十一条第一項、第六十三条、第七十条第二項若しくは第七十一条」を「前条第七項において準用する第七十一条、第七十一条の二第一項、第七十一条の四若しくは第七十一条の六に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第五項」を「前条第四項」に、「第六十一条第二項又は第六十四条」を「第七十一条の七の規定又は前条第七項において準用する第七十一条の七第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項

第六号中「第九十二条第五項」を「第九十二条第六項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第九十二条第五項」を「第九十二条第六項」に改め、同号を同項第五号とする。

第七十二条の十四中「第七十二条の十六」を「第七十二条の十六第一項」に改める。

第七十二条の十六を次のように改める。

(準用)

第七十二条の十六 第五十七条第二項第二号から第四号まで、第五十九条第一項及び第三項、第六十条から第六十六条まで並びに第七十条の規定は、支援機関について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七條第二項	前條第二項	第七十二條の六
第五十九條第三項	役員又は試験員	役員
	試験事務規程	支援業務規程
第六十條	職員（試験員を含む。）	職員
	試験事務	支援業務
第六十一條及び第六十六條第二項第四号	試験事務	支援業務
	試験事務規程	支援業務規程
第六十三條、第六十四條、第六十五條第一項並びに第六十六條第二項各号列記以外の部分及び第三項	試験事務	支援業務
第六十六條第一項	第五十七條第二項各号（第三号を除く。）の一	第七十二條の十六第一項において準用する第五十七條第二項第二号又は第四号
第六十六條第二項第一号	この款	第七十二條の九第一項若しくは第七項、第七十二條の十第二項、第七十二條の十二若しくは第七十二條の十三第三項の規定又は第七十二條の十六第一項において準用するこの款

第六十六条第二項第二号	第五十七条第一項各号	第七十二条の六各号
第七十条第一項	第六十八条第一項の登録 氏名又は名称及び住所並びに 登録に係る事業の区分、技術 基準適合認定の業務	支援機関の指定 名称及び住所、支援業務
第七十条第二項	及び技術基準適合認定の業務 第六十八条第二項第一号又は 第三号に掲げる事項	並びに支援業務 その名称若しくは住所又は支 援業務を行う事務所の所在地

第八十八条の十八第二号中「第三十七条の三
第四項の規定による同条第三項を」第三十七
の三第三項の規定による同条第二項に改め
る。

第八十八条の十九第一項中「第三十七条の三
第四項を」第三十七の三第三項に改める。

第九十二条第二項を削り、同条第三項中「第
五十条の四第一項又は第七十二条の二第一項の
認証を受けた者に対し、当該認証を」登録認定
機関による技術基準適合認定を受けた者に対
し、当該技術基準適合認定に、「認証を受けた
者の事務所若しくはを」技術基準適合認定を受
けた者のに改め、同項を同条第二項とし、同
項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、認証取扱業者又は届出業者
について、それぞれ準用する。この場合にお
いて、同項中「当該技術基準適合認定」とある
のは、認証取扱業者については「当該認証取
扱業者が受けた設計認証」と、届出業者につ
いては「その届出」と読み替えるものとする。

第九十二条第四項中「指定認定機関」を削
り、同条第七項中「から第四項まで（それぞれ第
五項を）」第三項若しくは第六項において準用
する場合を含む。若しくは第六項において準用
する第六項に改め、同項を同条第八項とし、
同条第六項中「から第四項まで（それぞれを」
第三項若しくは前項において準用する場合を

含む。若しくは第四項（第五項若しくは）に改
め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第
五十条の三第一項の認定を」承認認定機関によ
る技術基準適合認定に、「について、第三項の
規定は第七十二条の三第六項の認証を」又は承
認認定機関による設計認証に、「前項を」第四
項に改め、同項に後段として次のように加え
る。

この場合において、第二項中「技術基準適
合認定」とあるのは、設計認証を受けた者に
ついては「設計認証」と読み替えるものとす
る。

第九十二条第五項を同条第六項とし、同条第
四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、登録認定機関について準用
する。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（端末機器等の提出）

第九十二条の二 総務大臣は、前条第二項の規
定によりその職員に検査をさせた場合におい
て、その所在の場所において検査をさせるこ
とが著しく困難であると認められる端末機器
又は当該端末機器の検査を行うために特に必
要な物件があつたときは、登録認定機関によ
る技術基準適合認定を受けた者に対し、期限
を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出
すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じ
た損失を当該技術基準適合認定を受けた者に
対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一
項の命令により通常生ずべき損失とする。

4 前三項の規定は、認証取扱業者又は届出業
者について、それぞれ準用する。この場合に
おいて、第一項中「前条第二項」とあるのは、
「前条第三項において準用する同条第二項」と
読み替えるものとする。

5 技術基準適合認定を受けた者が外国取扱業
者である場合における当該外国取扱業者に対
する第一項から第三項までの規定の適用につ
いては、第一項中「命ずる」とあるのは「請求
する」と、第二項及び第三項中「命令」とある
のは「請求」とする。

6 認証取扱業者が外国取扱業者である場合に
おける当該外国取扱業者に対する第四項にお
いて準用する第一項から第三項までの規定の
適用については、第一項中「命ずる」とあるの
は「請求する」と、第二項及び第三項中「命令
」とあるのは「請求」とする。

7 第一項から第三項までの規定は、承認認定
機関による技術基準適合認定を受けた者又は
承認認定機関による設計認証を受けた者につ
いて、それぞれ準用する。この場合におい
て、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条
第六項において準用する同条第二項」と、「命
ずる」とあるのは「請求する」と、第二項及び
第三項中「命令」とあるのは「請求」と読み替
えるものとする。

第九十三条中「第二種電気通信事業の下に
又は端末機器を加える。」

第九十四条第一号中「第七十二条の十六」を
「第七十二条の十六第一項」に改め、同条第四
号中「第三十七条の三第三項ただし書若しくは第
五項を」第三十七の三第二項ただし書若しく

は第四項に改める。

第九十五条中「第五十九条第三項（第七十二
条の十六）を」又は第五十九条第三項（第七十二
条の十六第一項）に改め、「又は第七十一条の二
第二項を削る。」

第九十七条の見出し中「指定試験機関等」を
「指定試験機関」に改め、同条中「又は指定認定
機関」を削る。

第九十八条第一項中「工事担任者試験を受け
ようとする者、」の下に「第六十八条第一項の規
定による登録を受けようとする者若しくは第六
十九条の二第一項の規定による登録の更新を受
けようとする者、第七十二条第一項の規定によ
る」を加え、「（指定認定機関が行うものを除
く。）を受けようとする者、第五十条の二第一項
若しくは第五十条の三第一項の認定を受けよう
とする者、第五十条の四第一項の認証を受けよう
とする者」を「若しくは第七十二条の二において
準用する第七十二条第一項の規定による設計認
証を求る」に改める。

第九十四条の次に次の二条を加える。

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する
者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
に処する。

一 第五十条の二（第五十条の九及び第五十
条の十六において準用する場合を含む。）の
規定による命令に違反した者

二 第五十条の八第一項第一号に係る部分
に限る。、第五十条の十四第一項（第一号
に係る部分に限る。）又は第五十条の十五第
一項の規定による禁止に違反した者

第九十四条の三 第七十一条の十第二項（第七十
二条の二において準用する場合を含む。）の規
定による業務の停止の命令に違反した者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
する。

六を「第七十二条の十六第一項」に改める。

第六十六条中「第七十二条及び第七十二条の十六」を「第七十二条の十六第一項」に改め、「指定認定機関」を削る。

第七十七条第四号中「第三十七条の三第四項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

第八十八条第四号中「第五十条第五項」を「第五十条第三項」に改める。

第九十九条第四号中「第三十七条の三第五項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同条第十号中「又は第三項」を「同条第三項において準用する場合を含む。」若しくは同条第五項において準用する場合を含む。に改め、同条第十四号とし、同条第十五号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第七号の次に次の五号を加える。

八 第五十条の十一第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

九 第五十条の十一第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十 第七十一条の二第一項(第七十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第七十一条の六(第七十二条の二)において準用する場合を含む。の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第七十一条の九第一項(第七十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第九十九条に次の一号を加える。
十六 第九十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第一百十号中「指定認定機関」を削り、同条第一号中「第七十二条及び第七十二条の十六」を「第七十二条の十六第一項」に改め、同条第二号中「第七十二条及び第七十二条の十六」を「第七十二条の十六第一項」に改め、「技術基準適合認定の業務」を削る。

第一百十号中「第一百条から第九十九条までの違反行為(第一百条、第一百五十五条及び第六十六条の違反行為を除く。を」次の各号に掲げる規定の違反行為に、「又は人に対しても、を」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対してに改め、同条に次の各号を加える。

一 第一百条の二 一億円以下の罰金刑
二 第一百条から第九十九条(第一百条、第一百条の二、第一百五十五条及び第六十六条を除く。各本条の罰金刑

第五章中「第一百十三条を第一百十四条とし、第一百十二条の次に次の一条を加える。
第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十条の十一第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第七十条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第七十一条の五第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

附則第十九条中「並びに第五十七条第二項第二号及び第四号イ(第六十九條第二項において準用する場合を含む。を、第五十七條第二項第二号及び第四号イ並びに第六十九條第二項第一号及び第三号」に改める。
附則の次に別表として次の二表を加える。
別表第一(第六十九條、第七十一條関係)
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)による大学(短期大学を除く。第三号において同じ。若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において電気工学若しくは通信工学に関する科目を修めて卒業した者又は電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者であつて、技術基準適合認定若しくは設計認証又は端末機器の試験、調整若しくは保守の業務に従事した経験(以下「業務経験」という。)を一年以上有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を三年以上有すること。

三 学校教育法による大学に相当する外国の学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を一年以上有すること。

四 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を三年以上有すること。

別表第二(第六十九條関係)
一 電圧電流計
二 オシロスコープ
三 インピーダンス分析器
四 絶縁抵抗計
五 光パワーメータ
六 レベル計
七 スペクトル分析器
八 プロトコル分析器
九 発振器
(電気通信事業法の一部改正)
第二条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

「第二節 事業の許可等
第一款 第一種電気通信事業(第九第二款 第二種電気通信事業(第二

目次中
第二節 事業の登録等
「第二節 事業の登録等
「第九條(第十八條)に、「第三十一條を「第九條に、「第四十八條の三」を「第五十一條に、「第四十九條(第五十五條)を「第五十二條(第七十三條)に、「第五十六條(第六十七條)を「第七十四條(第八十五條)に、「第六十八條(第七十二條の二)を「第八十六條(第一百三條)に、「第七十二條の三・第七十二條の四」を「第一百四條・第一百五條に、「第六節 基礎的電気通信業務(第七十二條の五・第七十二條の十六)を「第六節 基礎的電気通信業務支援機関(第一百六條(第一百六條)に、「第三章 土地の使用(第七十三條(第八十八條)を「第二章 土地の使用等
事業の認定(第一百七條(第一百七條)に、「第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」に、「第八十八條の二」(第八十八條の十一)を「第一百四十四條(第一百五十三條)に、「第八十八條の十二」(第八十八條の十七)を「第一百五十四條(第一百五十九條)に、「第八十八條の十八」(第八十八條の二十)を「第一百六十一條(第一百六十二條)に、「第四章 雑則(第八十九條(第九十九條の二)を「第五章 雑則(第一百三十三條(第一百七十六條)に、「第五章 罰則(第一百三十三條(第一百四十四條)を「第六章 罰則(第一百七十七條(第一百九十三條)に改める。

第二条第五号中「第九條第一項の許可を受けた者、第二十二條第一項の規定による届出をした者及び第二十四條第一項の登録を受けた者」を「第九條の登録を受けた者及び第十六條第一項の規定による届出をした者」に改める。
第六條を削り、第七條を第六條とし、同条の

次に次の一条を加える。

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

第八条に次の一項を加える。

3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信(以下「重要通信」という。)の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱について取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

「第二節 事業の許可等」を「第二節 事業の登録等」に改める。

第二章第二節第一款、同節第二款の款名及び第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「特別第二種電気通信事業」を「電気通信事業」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

第二十四条第二項及び第三項を削り、第二章第二節同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十五条第一項各号列記以外の部分中「前条第一項」を「第九条」に、「特別第二種電気通信事業者登録簿」を「電気通信事業者登録簿」に改め、同項第一号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に改め、同条を第十一項とする。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「第二十四条第二項」を「第十条第一項」に、「一」を「い」に改め、同項第一号中「有線電気通信法」の下に「昭和二十八年法律第九十六号」を、「電波法」の下に「昭和二十五年法律第三十一号」を加え、同項第二号中「第二十八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第三号中「一」を「い」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

第二十六条を第十二項とする。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「第九条」に改め、「(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)」を削り、「同条第二項第二号又は第三号」を「第十条第一項第二号又は第三号」に改め、同条第三項中「第二十四条第三項、第二十五条」を「第十条第二項、第十一項」に、「第二十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「第二十四条第二項」を「第十条第一項」に改め、同条第四項中「特別第二種電気通信事業者」を「第九条の登録を受けた者」に、「第二十四条第二項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、「変更があつたとき」の下に、「又は第一項ただ

し書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき」を加え、同条を第十三項とする。

第二十八条の見出しを「(登録の取消し)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「特別第二種電気通信事業者」を「第九条の登録を受けた者」に、「一」を「い」に改め、同項第一号中「特別第二種電気通信事業者」を「当該第九条の登録を受けた者」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項」を「第九条」に、「第二十七条第一項」を「前条第一項」に改め、同項第三号中「第二十六条第一項第一号又は第三号」を「第十二条第一項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四項とする。

第二十九条中「次条において準用する第二十三條第三項若しくは第四項」を「第十八条第一項若しくは第二項」に、「特別第二種電気通信事業者」を「第九条の登録を受けた者」に改め、同条を第十五項とし、第二章第二節同条の次に次の三条を加える。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く)は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要(第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、そ

の旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第十七条 電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。))は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業者の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又

は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

第三十条を削る。

第三十一条の見出しを「基礎的電気通信役務の契約約款」に改め、同条第一項中「第一種電気通信事業者は、電気通信役務(卸電気通信役務専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)を除く。以下この条、第三十一条の三、第三十一条の四、第三十四条、第一百一条第二号、第一百七条第三号及び第百八条第三号において同じ。)に関する料金(総務省令で定める料金を除く。以下この条において同じ。)を基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十一条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。)について契約約款に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」を「契約約款」に、「第一種電気通信事業者を基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者」に改め、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

第三十一条第二項第一号の次に次の二号を加える。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工

事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

第三十一条第三号から第八号までを削り、同条第九項中「第一種電気通信事業者を基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者」に、「届け出るべき料金又は第四項の規定により認可を受けるべき料金」を「契約約款で定めるべき料金その他の提供条件」に、「それぞれ第一項」を「同項」に、「料金又は第四項の規定により認可を受けた料金を契約約款に改め、次項の規定により」の下に「契約約款に定める」を加え、同項を同条第三号とし、同条第十項中「第一種電気通信事業者を基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者」に、「電気通信役務の料金又は第四項の規定により認可を受けた電気通信役務の料金」を「契約約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金」に改め、同項を同条第四項とし、第二章第三節中同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金そ

の他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項(第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は適用しない。

3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

第三十三条第一項の規定により新たに指定

をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「第三十三条第一項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

5 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、保障契約約款に定める料金その他の提供条件によらなければ当該指定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

6 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免することができる。

(特定電気通信役務の料金)

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの(以下「特定電気通信役務」という。)に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種類ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数(電気通信役務の種類ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される

数値をいう。以下同じ。)により定め、その料金指数(以下「基準料金指数」という。)を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

のとする。

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置して、電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務に限る。)に関する料金であつて同条第一項の規定による指定の解除の際現に第二項の規定により認可を受けているものは、第十九条第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。

6 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受けるべき料金については、同項の規定により認可を受けた料金によらなければならない。ただし、次項の規定により当該特定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

7 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、第二項の規定により認可を受けた当該特定電気通信役務の料金を減免することができる。

第三十一条の二中「第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者」を「特定電気通信役務を提供する電気通信事業者」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十一条の三及び第三十一条の四を削る。

第三十二条の見出し中「料金等」を「契約約款」に改め、同条第一項中「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、第三十一条第一項の規定により届け出、若しくは同条第四項の規定により認可を受けた料金又は第三十一条の三第一項の規定により届け出た料金並びに前条第三項の認可を受けた契約約款(第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第九十九条第三号において同じ。又は前条第九項の規定によ

り届け出た契約約款)」を「基礎的電気通信役務、指定電気通信役務又は特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第十九条第一項又は第二十条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。又は第二十一条第二項の規定により認可を受けた料金)」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項又は第三十一条の三第一項の総務省令で定める料金及び前条第一項又は第九項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十三条中「第一種電気通信事業者は、電気通信役務を、基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十四条中「第一種電気通信事業者」を「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約約款に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

第三十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常生活

に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第三十五条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に

第三十八條の二第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項第二号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該

接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第三十八条の二第三項中「前項」を「第二項第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。」に、「同項」を「第二項」に改め、同項第一号ハ中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同号二中「イからハ」を「イからニ」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

第三十八条の二第三項第三号中「接続の条件」を「接続条件」に、「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。

第三十八条の二第十六項を次のように改める。

16 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件については、同項中「総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に対し、認可の申請をしなければならない。」とする。

第三十八条の二に次の二項を加える。

17 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその

指定の日以後最初に第七項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める接続料及び接続条件については、同項中「その実施前に総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「第一項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

18 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第十六項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が認可の申請をした接続約款に対する総務大臣の認可があつた日又は前項の規定により読み替えて適用する第七項の規定により当該電気通信事業者が接続約款を届け出た日のいずれか遅い日(以下この項において「起算日」という。)に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第九項の規定は、起算日から起算して三月間は、適用しない。

第三十八条の二を第三十三条とする。

第三十八条の三第一項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条第二項中「設置する第一種電気通信事業者」を「設置する電気通信事業者」に、「当該第一種電気通信事業者」を「当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」に、「接続の条件」を「接続条件」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「前項の規定による届出に係る」を「前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た」に、「第一種電気通信事業者」を「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」に改め、同項第一号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「いないこと」を「いないとき」に改め、同項第四号中「あること」を「あるとき」に改め、同号を同項第六

号とし、同項第三号中「あること」を「あるとき」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「あること」を「あるとき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

第三十八条の三第四項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、「第二項」の下に「(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「(以下この条において「届出接続約款」という。))」を削り、同条第五項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「届出接続約款」を「第二項の規定により届け出た接続約款」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日(以下この項において「届出日」

という。))に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

第三十八条の三第八項及び第九項を削り、同条を第三十四条とする。

第三十九条の四を削る。

第三十九条第一項中「第一種電気通信事業者」を「他の電気通信事業者」に、「電気通信設備」を「当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備」とに改め、「場合で、当該」の下に「協定の締結を申し入れた」を加え、「第三十八条各号」を「第三十二条各号」に、「第八十八条の十三第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条第二項中「当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者(特別第二種電気通信事業者であつて、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営むもの以外のものをいう。第三十九条の四第一項において同じ。))である場合を除く。」を削り、「第八十八条の十三第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条第三項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「接続の条件」を「接続条件」に、「第八十八条の十三第一項」を「第百五十五条第一項」に改め、同条第四項中「接続の条件」を「接続条件」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十九条の二中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(第一種指定電気通信設備の共用に関する協定)

第三十七条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者と

当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

2 第三十三条第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該指定の際現に当該電気通信事業者が締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該電気通信設備の共用に関するものを、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

第三十九条の三を削る。

第三十九条の四第一項中「(当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。)」を削り、「第八十八条の十四第一項を「第百五十六條第一項」に、「第八十八條の十三第一項を「第百五十五條第一項」に改め、同条第二項中「第三十九條第三項から第十項を「第三十五條第三項から第十項に、「接続の条件」を「接続条件」に、「第一種電気通信事業者を「電気通信事業者」に、「第八十八條の十三第一項を「第百五十五條第一項」に、「第八十八條の十四第一項を「第百五十六條第一項」に、「第三十九條の四第一項を「第三十八條第一項に改め、同条を第三十八條とする。

第三十九條の六の見出しを「(卸電気通信役務の提供についての準用)」に改め、同条中「第三十九條第三項から第十項まで及び第三十九條の四第一項を「第三十五條第三項から第十項まで及び前条第一項に、「第三十九條第三項及び第四項を「第三十五條第三項及び第四項に、「接続の条件」を「接続条件」に、「第三十九條の四第一項中」を「前条第一項中」に、「第三十九條第三項を、「第三十五條第三項に、「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「第八十八條の十三第一項」を「第百五十五條第一項」に、

「第八十八條の十四第二項」を「第百五十六條第二項に、「第三十九條の四第一項」を「第三十九條において準用する第三十八條第一項」に、「第八十八條の十四第一項」を「第百五十六條第一項」に改め、同条を第三十九條とする。

第四十条中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改める。

第四十一条第一項中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「以下「事業用電気通信設備」という」を「その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

第百十四條第一号中「第十三條、第十四條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項(第三十條において準用する場合を含む。))又は第二十七條第四項」を「第十三條第四項、第十六條第二項又は第十八條第二項」に改め、同条第二号中「第四十六條(第五十四條第二項を「第四十七條第七十二條第二項に改め、同条第三号中「第八十六條第三項」を「第百四十一條第三項」に改め、第五章中同条を第百九十三條とする。

第百十三條第一号中「第五十條の十一」第五項」を「第六十三條第五項」に改め、同条第二号中「第七十條第二項」を「第九十條第二項」に改め、同条第三号中「第七十一條の五」第五項」を「第九十五條第一項」に改め、同条を第百九十二條とする。

第百十二條第一号中「第三十三條を「第二十四條」に改め、同条第二号中「第三十七條の第二項又は第三十八條の第二十一項」を「第三十條第五項又は第三十三條第十三項」に改め、同条第三号中「第三十七條の第三十一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条を第百九十一條とする。

第百十一條第一号中「第百四條の二」を「第百八十一條」に改め、同条第二号中「第百條から第百九條第百二條、第百四條の二、第百五條及び第百六條」を「第百七十七條から第百八十八條(第百八十條、第百八十一條、第百八十三條及び第百八十四條)に改め、同条を第百九十條とする。

第百十條第一号中「第六十三條第七十二條の十六第一項」を「第八十一條(第百六十一條第一項)に改め、同条第二号中「第六十五條第一項(第七十二條の十六第一項)を「第八十三條第一項(第百六十六條第一項)に改め、同条第三号中「第九十二條第四項」を「第百六十六條第四項」に改め、同条を第百八十九條とする。

第百九條第一号を次のように改める。

一 第十七條第二項、第十八條第一項、第三十六條第一項、第三十七條第一項若しくは第二項、第四十二條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十四條第一項若しくは第二項、第四十五條第二項、第百八條第三項、第百二十條第四項(第百二十二條第四項において準用する場合を含む。))又は第百二十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百九條第七号を削り、同条第六号中「第三十九條の第二項」を「第三十六條第二項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第三十八條の第二項、第三十八條の第三十五項又は第三十八條の四第三項」を「第三十三條第十一項、第三十四條第五項又は第百八條第三項」に

改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第三十五條又は第三十七條の第三十四項」を「第二十八條又は第三十一條第四項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「第三十一條の二又は第三十八條の第二十項」を「第二十二條又は第三十三條第十二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第二十三條第一項の規定に違反した者

第百九條第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十條第一項の規定による届出をしなかつた者

第百九條第八号中「第五十條の十一」第三項を「第六十三條第三項」に改め、同条第九号中「第五十條の十一」第四項を「第六十三條第四項」に改め、同条第十号中「第七十一條の二」第二項(第七十二條の二)を「第九十二條第一項(第百三條)に改め、同条第十一号中「第七十一條の六(第七十二條の二)を「第九十六條(第百三條)に改め、同条第十二号中「第七十一條の九」第一項(第七十二條の二)を「第九十九條第一項(第百三條)に改め、同条第十三号中「第八十六條第四項又は第八十八條」を「第百四十一條第四項又は第百四十三條」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号中「第九十二條第二項」を「第百六十六條第一項、第二項」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十六号中「第九十二條の二」第一項を「第百六十七條第一項」に改め、同条を同条第十五号とし、同条を第百八十八條とする。

一 第十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百八條第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第五十條第三項」を「第五十三條第三項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第百八十七條とする。

第百七條第一号中「第十四條第一項」を「第十三條第一項」に、「第九條第二項第二号から第四

号までを「第十条第一項第二号又は第三号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十一條第九項又は第三十一條の四第八項を」第十九條第三項、第二十條第五項又は第二十一條第六項に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十九條第二項、第二十條第三項、第二十一條第四項、第二十九條第一項若しくは第三十條第三項第六項若しくは第三十一條第三項、第三十三條第六項若しくは第八項、第三十四條第三項、第三十五條第一項若しくは第二項、第三十八條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一條又は第二百一十一條第二項の規定による命令又は処分違反した者

第七十七條第四号を削り、同条第五号中「第三十八條の二第六項、第三十八條の三第四項、第三十九條の三第一項を」第三十三條第九項、第三十四條第四項に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第四十四條第一項を」第四十五條第一項に改め、同号を同条第五号とし、同条を第百八十六條とする。

第百六十六條中「第六十六條第二項(第七十二條の十六第一項を」第八十四條第二項(第百十六條第一項に改め、同条を第百八十四條とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十五條 第十六條第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者(第九條の登録を受けるべき者を除く)は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十五條中「第六十條第一項(第七十二條の十六第一項を」第七十八條第一項(第百十六條第一項に改め、同条を第百八十三條とする。

第百四十四條の三中「第七十一條の十第二項(第七十二條の二)を」第百條第二項(第百三條)に改め、同条を第百八十一條とする。

第百四十四條の二第一号中「第五十條の二(第五十條の九及び第五十條の十六を」第五十四條第六十一條及び第六十八條に改め、同条第二号中「第五十條の八第一項を」第六十條第一項に、第五十條の十四第一項を「第六十六條第一項に、第五十條の十五第一項を」第六十七條第一項に改め、同条を第百八十一條とする。

第百四十四條第一項中「第九十條第二項を」第百六十四條第二項に改め、同条を第百七十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十條 みにだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第百一条から第百三條までを削る。

第百九條中「第九條第一項を」第九條に、第一種電気通信事業を「電気通信事業」に改め、第五章中同条を第百七十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

第百七十八條 第二十五條第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五章 罰則を第六章 罰則に改める。

第九十九條の二中「第七十五條第二項及び第三項を」第百三十三條第二項及び第三項に、第八十三條第四項を「第百三十八條第四項に改め、第四章中同条を第百七十六條とする。

第九十九條を第百七十五條とする。

第九十八條第一項中「第十二條第四項の規定による確認を受ける者」を削り、「第六十八條

第一項を」第八十六條第一項に、「第六十九條の二第一項を」第八十八條第一項に、「第七十二條第一項を」第百一条第一項に、「第七十二條の二」を「第百三條」に改め、同条を第百七十四條とする。

第九十七條を第百七十三條とする。

第九十六條の二第一項中「又は電気通信事業者」を「又は電気通信事業者等」に改め、同条を第百七十一條とする。

第九十六條を第百七十一條とする。

第九十五條中「第十九條第一項、第二十條第一項、第二十八條第一項、第四十六條第五十條第二項を」第十四條第一項、第四十七條(第七十二條第二項に、「又は第五十九條第三項第七十二條の十六第一項において準用する場合を含む。」を、第七十七條第三項第百十六條第一項において準用する場合を含む。)、第百二十六條第一項又は第百二十七條第一項に改め、同条を第百七十七條とする。

第九十四條第一号中「第九條第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四條第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一條第四項を」第二十一條第二項に、「第三十一條第四項を」第二十一條第二項に、「第三十一條第四項の二第二項を」第三十三條第二項に、「同条第七項を」同条第十項に、「第三十九條の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二條の八第一項を」第百八條第一項に、「第七十二條の九第一項を」第百九條第一項に、「第七十二條の十第二項を」第百十條第二項に、「第七十二條の十六第一項」を「第百十六條第一項」に、「第六十一條第一項」を「第七十九條第一項」に改め、同条第二号中「第三十一條第三項を」第二十一條第一項に、「第三十七條の二第二項を」第三十條第一項に、「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「第三十七條の三第一項を」第三十一條

第一項に、「第三十八條の二第一項を」第三十三條第一項に、「第三十八條の三第一項を」第三十四條第一項に改め、同条第三号中「第七十二條の十第一項を」第百十條第一項に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第七條、第八條第三項、第九條ただし書、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第五項、第三十一條第二項ただし書若しくは第四項、第三十二條第三号、第三十三條第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四條第一項若しくは第五項、第三十六條第一項若しくは第二項、第四十一條第一項若しくは第二項、第四十五條第一項ただし書、第五十條第一項、第五十二條第一項、第七十條第一項第一号、第百八條第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第百九條第一項から第三項まで又は第百十條第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改廃

第九十四條第五号を削り、同条を第百六十九條とする。

第九十三條中、「第二種電気通信事業」を「電気通信事業(電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。)、電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者」に、「第二種電気通信事業に関する」を「電気通信事業に関する」に改め、「若しくは登録の申請を削り、同条を第百六十八條とする。

第九十二條の二を第百六十七條とする。

第九十二條第一項中「電気通信事業者」を「電気通信事業者等」に、「第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条を第百六十六條とする。

第九十一条を削る。

第九十条第一項第三号中「提供する第一種電気通信事業」を「電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」に改め、同条を第百六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第百六十五条 営利を目的としない電気通信事業内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

第八十九条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可又は認可」を「登録(第八十六条第一項の登録を除く。次項において同じ。)、認可、許可又は認定(技術基準適合認定を除く。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「許可若しくは認可」を「登録、認可、許可若しくは認定」に、「必要最小限のものに限り、なければならない」を「必要最小限のものに限り、かつ、当該登録、認可、許可又は認定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」に改め、第四章中同条を第百六十三条とする。

「第四章 雑則」を「第五章 雑則」に改める。
第三章の二第三節中第八十八条の二十を第百六十二条とする。

第八十八条の十九第一項中「第三十一条第二項若しくは第六項、第三十一条の四第二項、第三十六条、第三十七条、第三十七条の二第四項、第三十七条の三第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第三十九条の四第一項第三十九条の六において準用する場合を含む。」又は第三十九条の五第三項を「第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八條第一項第三十九条において準用する場合を含む。」又は第百二十一条第二項に改め、同条を第百六十一条とする。

第八十八条の十八第一号中「第三十九条第一項若しくは第二項を「第三十五条第一項若しくは第二項」に、「第三十九条の四第一項を「第三十八條第一項」に、「第三十九条第三項若しくは第四項を「第三十五条第三項若しくは第四項」に、「第三十九条の六を「第三十九条」に、「第七十三条第一項を「第百一十八條第一項」に、「第七十四条第一項を「第百一十九條第一項」に、「第八十三条第三項を「第百三十八條第三項」に改め、同条第一号中「第三十一条第二項若しくは第六項の規定による電気通信役務の料金の変更の命令、第三十一条の四第二項を「第九條第二項」に、「第三十六条第一項の規定による契約約款の変更の認可の申請の命令、同条第二項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第三項の規定による接続約款の変更の命令、同条第四項を「第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項」に、「第三十

七条の二第四項を「第三十条第四項」に、「第三十七條の三第三項を「第三十一条第三項」に、「第三十八條の三第三項を「第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項」に、「第三十九条の二第三項を「第三十六条第三項」に、「第三十九条の五第三項の規定による契約約款の変更の命令を「第百一十一條第一項の規定による業務の改善命令」に改め、第三章の二第三節中同条を第百六十条とする。

第三章の二第二節中第八十八条の十七を第百五十九条とし、第八十八条の十六を第百五十八条とする。

第八十八条の十五第二項中「第八十八条の十二第二項から第五項を「第百五十四條第二項から第五項」に改め、同条第四項中「第八十八条の十三第二項から第四項を「第百五十五條第二項から第四項」に改め、同条を第百五十七条とする。

第八十八条の十四第一項中「第八十八条の十二第一項及び前条第一項を「第百五十四條第一項及び前条第一項」に、「接続の条件を「接続条件」に、「第八十八条の十二第一項及び第六項」を「第百五十四條第一項及び前条第一項」に、「第三十九條の四第一項を「第三十八條第一項及び第六項」に、「第三十九條の五第三項を「第三十五條第三項」に改め、同条第二項中「第八十八条の十二第一項及び前条第一項を「第百五十四條第一項及び前条第一項」に、「接続の条件を「接続条件」に、「第八十八条の十二第一項及び第六項を「第百五十四條第一項及び第六項」に、「第三十九條第一項若しくは第二項を「第三十五條第一項若しくは第二項」に、「第三十九條の六を「第三十九條」に、「第三十九條の四第一項を「第三十八條第一項」に、「第三十九條第三項を「第三十五條第三項」に改

め、同条を第百五十八条とする。

第八十八条の十三第一項中「接続の条件を「接続条件」に、「第三十九條第一項若しくは第二項を「第三十五條第一項若しくは第二項」に改め、同条を第百五十五条とする。

第八十八条の十二第一項中「接続の条件」を「接続条件」に、「第三十九條第一項若しくは第二項を「第三十五條第一項若しくは第二項」に改め、同条第六項中「第三十九條第一項若しくは第二項」を「第三十五條第一項若しくは第二項」に改め、第三章の二第二節中同条を第百五十四条とする。

第三章の二第一節中第八十八条の十一を第百五十三条とし、第八十八条の十を第百五十二条とし、第八十八条の九を第百五十一条とし、第八十八条の八を第百五十条とし、第八十八条の七を第百四十九条とし、第八十八条の六を第百四十八条とし、第八十八条の五を第百四十七条とし、第八十八条の四を第百四十六条とし、第八十八条の三を第百四十五条とし、第三章の二第一節中第八十八条の二を第百四十四条とする。

「第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」に改める。

第八十八条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、第三章中同条を第百四十三条とする。

第八十七条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百四十二条とする。

第八十六条第一項、第三項及び第五項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第六項中「第八十六条第五項」を「第百四十一条第五項」に改め、同条を第百四十一条とする。

第八十五条第一項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「電気通信事業の

を「認定電気通信事業の」に改め、同条第二項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第三項中「第八十五条第一項」を「第百四十条第一項」に改め、同条第四項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百四十条とする。

第八十四条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「第一種電気通信事業の」を「認定電気通信事業の」に改め、同条を第百三十九条とする。

第八十三条第一項から第三項までの規定中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第四項中「第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項」を「第百三十条、第百三十一条並びに第百三十二条第一項及び第五項」に改め、同条第七項中「第七十七条第五項」を「第百三十二条第五項」に、「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第八項中「第三十九条第八項から第十項」を「第三十五条第八項から第十項」に改め、同条を第百三十八条とする。

第八十二条第一項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「第七十八条第一項」を「第百三十三条第一項」に、「第七十九条第一項」を「第百三十四条第一項」に、「第八十条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第三項中「第三十九条第五項から第十項」を「第三十五条第五項から第十項」に改め、同条を第百三十七条とする。

第八十一条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百三十六條とする。

第八十条第一項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第二項中「第五十一条第三項」を「第百八十九条第三項」に、「第七十八条第三項及び第四項」を「第百三十三条第三項及び第四項」に、「第一種電気通信事業

者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百三十五条とする。

第七十九条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百三十四条とする。

第七十八条第一項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百三十三条とする。

第七十七条第五項中「第七十四条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第六項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第八項中「第三十九条第八項から第十項」を「第三十五条第八項から第十項」に、「第七十四条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第三十九条第八項及び第十項」を「第三十五条第八項及び第十項」に改め、同条を第百三十二条とする。

第七十六条を第百三十一条とし、第七十五条を第百三十条とする。

第七十四条中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百二十九条とする。

第七十三条第一項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「第一種電気通信事業の」を「認定電気通信事業の」に改め、「空中線」の下に「(主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。))」を加え、「この章を」の節に改め、「単に」を削り、同条第二項中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条第三項中「第七十七条第二項若しくは第三項」を「第百三十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項若しくは第

三項に改め、同条第四項中「第七十五条第一項及び第七十六条」を「第百三十条第一項及び第百三十一条」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同条を第百二十八条とし、第三章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 事業の認定

(事業の認定)

第百十七條 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営むようとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る電気通信事業の業務区域

三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第百二十五条第一号に該当することによ

り認定がその効力を失い、その効力を失った日から二年を経過しない者又は第百二十六条第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるものの

(認定の基準)

第百十九條 総務大臣は、第百十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。

三 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項若しくは第三項の届出をしていること。

(事業の開始の義務)

第百二十條 第百十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)を開始しなければならない。

2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百十七条第二項第二号の業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3 総務大臣は、認定電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。

4 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業

(第二項の規定により業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る認定電気通信事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。)

(提供義務)

第二百一十一条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信設備の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(変更の認定等)

第二百一十二条 認定電気通信事業者は、第七十七条第二項第一号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第七十七条第三項、第七十八条第一号及び第三号並びに第七十九条の規定は、第一項の認定について準用する。

4 第七十九条の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く。)に準用する。この場合において、同条第一項中「第七十七条第一項」とあるのは、「第二百一十二条第一項」と読み替えるものとする。

5 認定電気通信事業者は、第七十七条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第二百一十三条 認定電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該認定電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者が被相続人たる認定電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。

3 認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割(認定電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

4 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

5 第七十八条及び第七十九条の規定は、前三項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止)

第二百一十四条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

(認定の失効)

第二百一十五条 認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定は、その効力を失う。

一 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

二 認定電気通信事業の全部を廃止したとき。

(認定の取消し)

第二百一十六条 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七十九条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に認定電気通信事業を開始しないとき。

三 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して

通知しなければならない。

(変更の認定の取消し)

第二百一十七条 総務大臣は、第二百一十二条第一項の規定により第七十七条第二項第二号又は第三号の事項の変更の認定を受けた認定電気通信事業者が、第二百一十二条第四項において準用する第七十九条第一項の規定により指定した期間(第二百一十二条第四項において準用する第七十九条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その認定を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 土地の使用

「第三章 土地の使用」を「第三章 土地の使用等」に改める。

第七十二条の十六第一項中「第五十七条第二項第二号から第四号まで、第五十九条第一項及び第三項、第六十条から第六十六条まで並びに第七十条」を「第七十五条第二項第二号から第四号まで、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条から第八十四条まで並びに第九十条」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第七十五条第二項	前条第二項	第七十六条
第七十七条第三項	役員又は試験員	役員
第七十八条	試験事務規程	支援業務規程
第七十九条及び第八十四条第二項第四号	職員(試験員を含む。)	職員
第八十一条、第八十二条、第八十三条第一項並びに第八十四条第二項各号列記以外の部分及び第三項	試験事務	支援業務
	試験事務規程	支援業務規程
	試験事務	支援業務

第七十二条の三第七項中「第五十条の三、第五十条の四第二項、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の七第二項及び第七十一条の八」を「第五十五条、第五十六条第二項、第九十一条、第九十二条、第九十六条、第九十七条第二項及び第九十八条」に、「第五十条の五から第五十条の八まで、第五十条の九において準用する第五十条の二並びに第五十条の十第三項及び第四項」を「第五十七条から第六十条まで、第六十一条において準用する第五十四条並びに第六十二条第三項及び第四項」に、「第七十一条の四」を「第九十四条」に改め、同条第八項の表を次のように改める。

第五十五条第二項	を受けた	に係る設計に基づく
第五十六条第二項及び第九十一条第一項	登録	承認
第五十九条及び第六十一条において準用する第五十四条	命ずる	請求する
第六十条第一項第三号	命令に違反した	請求に応じなかった
第六十条第一項第四号	違反に	請求に
第六十条第一項第五号	登録認定機関	承認認定機関
第六十二条第三項第一号及び第二号	登録認定機関	承認認定機関
第六十二条第三項第三号	第百六十六条第三項	第百六十六条第六項
第九十二条第一項	登録	承認
第九十四条	を受けた	に係る設計に基づく
第九十七条第二項	登録	承認
	当該業務	これらの業務
	第五十三条第一項	第五十六条第二項
	命ずる	請求する

第九十八條第一項	第五十三條第一項	第五十六條第二項
	端末機器	設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)
	命ずべき	請求すべき
第九十八條第二項	第五十三條第一項	第五十六條第二項
	命令	請求
第九十八條第三項	命令	請求

第二章第五節第三款中第七十二條の三を第四百四條とする。

第七十二条の二中「第七十一条から第七十一条の三まで、第七十一条の六、第七十一条の七、第七十一条の八」を「第九十一条から第九十三条まで、第九十六条、第九十七条第二項及び第九十八条に」、「第七十一条の四、第七

又は第三号」に改め、同条第二項第二号中「第七十一条の七第一項又は第二項」を「第九十七条第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「第六十八條第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条を第百条とする。

第七十一条の九を第九十九条とする。

第七十一条の八第一項中「第五十条第一項を」
「第五十三条第一項」に改め、同条第二項中「第
五十条第一項又は第七十一条を」第五十三条第
一項又は第九十一条」に改め、同条を第九十八
条とする。

第七十一条の七第一項中「第六十九条第一項各号」を「第八十七条第一項各号」に改め、同条第二項中「第五十条第一項又は第七十一条」を「第五十三条第一項又は第九十一条」に改め、同

第七十一条の六を第九十六条とする。

第七十一条の五第一項中「第百十三条第三号」を「第百九十二条第三号」に改め、同条を第九十条とする。

第七十一条の十一中「第六十九条の二第二項若しくは第七十一条の九第二項」を「第八十八条第一項若しくは第九十九条第二項」に改め、同条を第百一条とする。

第七十一条の四を第九十四条とし、第七十一条の三を第九十三条とし、第七十一条の二を第九十二条とし、第七十一条を第九十一条とする。

第七十条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項第一号又は第三号」を「第六十六条第二項第一号又は第三号」に改め、同条を第九十条とする。

第六十九条の三第二号中「第六十八条第二項第一号から第三号」を「第六十六条第二項第一号から第三号」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十九条の二第二項中「第六十八条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項及び第三項」を「第六十六条第二項及び第三項」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十九条第二項第二号中「第七十一条の十第一項又は第二項第七十二條の二」を「第六十六条第二項又は第三項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十八条第二項第五号中「第七十一条第二項」を「第九十一条第二項」に改め、第二章第五節第二款中同条を第六十八条とする。

第六十七条第一項中「第六十五条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第五十六条第四項」を「第七十四条第四項」に改め、同条第三項中「第六十五条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、第二章第五節第一款中同条を第六十五条とする。

第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号（第三号を除く。）の二」を「第七十五条第二項第一号、第二号又は第四号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第五十七条第一項各号」

「一」を「第七十五条第一項各号のいずれかに」に改め、同項第三号中「第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条」を「第七十七条第三項、第七十九条第二項又は第八十二条」に改め、同項第四号中「第六十一条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条を第八十四条とする。

第六十五条を第六十三条とし、第六十条から第六十四条までを十八号ずつ繰り下げる。

第五十九条第三項中「第六十一条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十八条を第七十六号とする。

第五十七条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第六十六条第一項又は第二項」を「第八十四条第一項又は第二項」に改め、同項第四号中「第五十九条第三項」を「第七十七条第三項」に改め、同条を第七十五条とする。

第二章第五節第一款中第五十六条を第七十四条とする。

第五十五条第二項中「第四十七条第二項及び第三項」を「第四十八條第二項及び第三項」に改め、第二章第四節第二款中同条を第七十二条とする。

第五十四条第二項中「第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六条」を「第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条」に、「第四十五条第三項第一号」を「第四十六条第三項第一号」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十三条を第七十一条とする。

平成十五年七月十七日 衆議院會議録第四十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

は、第一種電気通信事業者を「電気通信事業者」は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に改め、同項第一号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるもの」に改め、同項第二号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条第二項中「第四十九条第二項」を「第五十二条第二項」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第五十二条第一項第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条を第七十条とする。

第五十一条第一項中「第五十条第二項第七十二条の三第四項」を「第五十三条第二項（第四百四条第四項）に、「第五十条の六（第七十二条の三第七項）を「第五十八条（第四百四条第七項）に、「第五十条の十三」を「第六十五条」に、「第五十条の三第一項第五十条の九」を「第五十五条第一項（第六十一条）に、「第七十二条の三第四項及び第七項」を「第四百四条第四項及び第七項」に、「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「第一種電気通信事業者」を「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十条の十六中「第五十条の二及び第五十条の七」を「第五十四条及び第五十九条」に、「第五十条の三」を「第五十五条」に、「第五十条の二」を「第五十四条」に、「第五十条の三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第五十条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十条の

十三」を「第六十五条」に、「第五十条の七」を「第五十九条」に、「第五十条の五第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十条の十二第一項」を「第六十四条第一項」に、「第五十条の十一第三項」を「第六十三条第三項」に改め、同条を第六十八条とする。

第五十条の十五第一項中「第五十条の十三」を「第六十五条」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十条の十四第一項第一号中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同項第二号中「第五十条の十一第三項」を「第六十三条第三項」に改め、同項第三号中「第五十条の十一第四項又は第五十条の十二第二項」を「第六十三条第四項又は第六十四条第二項」に改め、同項第四号中「第五十条の十六」を「第六十八条」に、「第五十条の七」を「第五十九条」に改め、同項第五号中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第五十条の十一第三項」を「第六十三条第三項」に改め、同条を第六十六条とする。

第五十条の十一第一項及び第二項中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第六十三号とする。

第五十条の十第一項中「第五十条の二」を「第五十四条」に改め、同条第二項中「第五十条の七」を「第五十九条」に、「第五十条の八第一項第三号」を「第六十条第一項第三号」に、「第五十条の二」を「第五十四条」に改め、同条第三項中「第五十条の八第一項」を「第六十条第一項」に、「第五十条の六」を「第五十八号」に改め、同項第一

号及び第二号中「第九十二条第三項」を「第一百六十六条第三項」に改め、同項第三号中「第九十二条の二第六項」を「第一百六十七条第六項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十条の九中「第五十条の二」を「第五十四条」に、「第五十条の三」を、「第五十五条」に、「第五十条の三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第五十条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十条の六」を「第五十八条」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十条の八第一項中「第五十条の六」を「第五十八条」に改め、同項第一号中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同項第二号中「第五十条の五第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同項第五号中「第五十条の四第二項」を「第五十六条第二項」に、「第七十二条の二」を「第七十三条」に、「第七十一条第二項」を「第九十一条第二項」に改め、同項第六号中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十条の七中「第五十条の五第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十条の六を第五十八条とし、第五十条の五を第五十七条とする。

第五十条の四中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十条の三第一項中「第五十条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十条の二中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十条第一項中「第六十八条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条第三項中「第七十二条の三第四項」を「第一百四十四条第四項」に、「第五十条の六(第七十二条の三第七項)」を「第五十八条(第一百四十七条第七項)」に、「第五十条の十三」を「第六十五条」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十九条第一項中「第一種電気通信事業者は、電気通信事業者は」に改め、「その電気通信回線設備の下に(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。)」を加え、「当該第一種電気通信事業者を」を「当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるもの」に、「第五十一条」を「第六十九条」に改め、同条第二項第三号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、第二章第四節第二款中同条を第五十二条とする。

第四十八条の三中「(一般第二種電気通信事業者が他の一般第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合を除く。)」を削り、第二章第四節第一款中同条を第五十一条とする。

第四十八条の二を第五十条とし、第四十六条から第四十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十五条第三項及び第四項中「一」を「い」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十四条第一項中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

第四十四条第二項中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一項中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「事業用電気通信設備」を「第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備以下「事業用電気通信設備」という。に、「事業」を「電気通信事業」に改め、同条第二項中「第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条中「事業用電気通信設備が前条第一項を」を「第四十一条に規定する電気通信設備が同項」に、「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者」を「当該電気通信設備を設置する電気通信事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第四十一条第二項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

第四十二条を第四十三条とする。

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)
第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、前条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。)
2 前項の規定は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該電気通信設備」とあるのは、「当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備」と読み替えるものとする。
3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により確認した場合に、同項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。
4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が前条第二項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「前条第一項」とあるのは、「前条第二項」と読み替えるものとする。
附則第五条第一項中「次項」を「以下この条」に、「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改め、「設立された国際電信電話株式会社」の下に「の電気通信事業者の地位を承継した者」を加

え、「当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」を削り、「単に「国際電信電話株式会社」を「国際電報承継人」に、「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社が行う電報の取扱いの役務は、電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定（罰則を含む。）を適用する」を「電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。）次項において同じ。」はなお効力を有する」に改め、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社は、旧法に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社が「以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。

附則第十九条中「第十一条第一号及び第三号、第二十六条第一項第一号及び第三号、第五十七条第二項第二号及び第四号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号」を「第十二条第一項第一号及び第三号、第七十五条第二項第一号及び第四号並びに第八十七条第二項第一号及び第三号」に改める。
別表第一中「（第六十九条、第七十一条関係）」を「（第八十七条、第九十一条関係）」に改める。
別表第二中「（第六十九条関係）」を「（第八十七条関係）」に改める。
（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）
第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「（地域会社と第一種電気通信事業（電気通信事業法昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。以下同じ。）を営まない法人との合併であつて当該地域会社が存続するものについての決議を除く。」を削り、「（第一種電気通信事業を（電気通信事業法に、は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可があつたときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十七条第二項の届出があつたもの）に改める。
附則に次の一条を加える。

（金銭の交付等）
第十六条 東日本電信電話株式会社（以下この条において「東会社」という。）は、総務省令で定める期間における東会社の特定接続料電気通信事業法第三十三条第二項に規定する接続料のうち電話の役務に係るものであつて総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と西日本電信電話株式会社（以下この条において「西会社」という。）の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、西会社に対し、西会社の接続の業務に要する費用の一部に充てるものとして総務省令で定める方法により算定した額の金銭を交付するものとする。

2 前項に規定する総務省令で定める期間における東会社と西会社の特定接続料は、総務省令で定める方法により、それぞれの特定接続料に係る原価を合算した額に基づいて算定するものとする。この場合において、当該特定接続料は、電気通信事業法第三十三条第四項第二号に適合しているものとみなす。
附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 次条及び附則第十七条から附則第十九条までの規定 公布の日
二 第三条中日本電信電話株式会社等に関する法律（次号及び附則第十六条において「会社法」という。）附則に一条を加える改正規定及び附則に一条を加える改正規定

び附則第十六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（審議会等への諮問）
第二条 総務大臣は、第二条の規定の施行前にあつても、同条の規定による改正後の電気通信事業法第八條第三項、第九條ただし書、第二十條第一項、第二十一条第一項、第二十六條、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五條第一項ただし書、第五十二条第一項、第七十條第一項第一号、第八十八條第一項第二号又は同条第三項の総務省令の制定のために、第二条の規定による改正後の電気通信事業法第六十九條の政令で定める審議会等に諮問することができる。
（指定認定機関等に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第六十八條第一項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日（第一条の規定による改正後の電気通信事業法（以下この条から附則第五条までにおいて「新法」という。）第六十八條第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第六十九條の二第一項に規定する期間は、旧法による指定又は指定の更新の日か

平成十五年七月十七日 衆議院会議録第四十六号
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ら計算するものとする。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第六十八條第二項の規定による指定の申請、旧法第六十九條の二第一項の規定による指定の更新の申請又は旧法第七十二條の三第三項の規定による承認の申請は、それぞれ新法第六十八條第一項の規定による登録の申請、新法第六十九條の二第二項の規定による登録の更新の申請又は新法第七十二條の三第三項の規定による承認の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第七十二條の三第一項の規定により承認を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第七十二條の三第一項の規定により承認を受けたものとみなす。
(技術基準適合認定等に関する経過措置)

4 第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第五十條第二項(旧法第七十二條において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定の申請、旧法第七十二條の三第五項において準用する旧法第五十條第二項の規定による認定の申請又は旧法第五十條の四第一項、第七十二條の二第一項若しくは第七十二條の三第六項の規定による認定の申請については、それぞれ新法第五十條第一項(新法第七十二條の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定の求め又は新法第五十條の四第一項若しくは第七十二條の三第六項の規定による設計認証の求めとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第五十條第二項(旧法第七十二條において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合認定を受けた端末機器又は旧法第七十二條の三第五項において準用す

る旧法第五十條第二項の規定により認定を受けた端末機器については、新法第五十條第一項(新法第七十二條の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合認定を受けた端末機器であつて新法第五十條第二項(新法第七十二條の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十條の四第一項、第七十二條の二第一項又は第七十二條の三第六項の規定により認定を受けている設計は、新法第五十條の四第二項(新法第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。)の規定により設計認証を受けた設計とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第五十條の四第一項、第七十二條の二第一項又は第七十二條の三第六項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第五十條の四第二項(新法第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。)の規定により設計認証を受けたものとみなす。この場合において、旧法第五十條の四第一項、第七十二條の二第一項又は第七十二條の三第六項の規定により認定を受けている者は、新法第五十條の五第二項(新法第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。)の規定による義務を履行したものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十條の四第一項、第七十二條の二第一項又は第七十二條の三第六項の規定により認定を受けた設計に基づく端末機器であつて旧法第五十條の四第五項(旧法第七十二條の二第三項及び第七十二條の三第八項において準用する場合を含む。)の規定によ

り表示が付されているものについては、新法第五十條の四第二項(新法第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。)の規定により設計認証を受けた設計に基づく端末機器であつて新法第五十條の六(新法第七十二條の三第七項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

6 新法第五十條の二(新法第五十條の九並びに第七十二條の三第四項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧法第五十條第二項(旧法第七十二條において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合認定を受けた端末機器、旧法第七十二條の三第五項において準用する旧法第五十條第二項の規定により認定を受けた端末機器及び旧法第五十條の四第三項(旧法第七十二條の二第三項及び第七十二條の三第八項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた設計に基づく端末機器であつて旧法第五十條の四第五項(旧法第七十二條の二第三項及び第七十二條の三第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、適用しない。

(独立行政法人情報通信研究機構に関する経過措置)
第五條 この法律の施行の日から、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)の施行の日の前日までの間における新法第六十九條第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「独立行政法人情報通信研究機構(ハ)において機構」という。とあるのは、「独立行政法人通信総合研究所

(ハ)において「研究所」という。と、同号ハ中「機構」とあるのは「研究所」とする。
(事業の登録等に関する経過措置)

第六條 第二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧法」という。)第九條第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者であつて、第二條の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新法」という。)第九條の規定により登録を受けるべき者に該当するものは第二條の規定の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第九條の登録を受けたものと、新法第十六條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 第二條の規定の施行の際現にされている旧法第九條第一項の規定による許可の申請は、新法第九條の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同條の規定による登録の申請と、新法第十六條第一項の規定により届出をすべき者に係るものにあつては同項の規定によりした届出とみなす。

3 第二條の規定の施行の際現にされている旧法第十四條第一項の規定による許可の申請は、新法第九條の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては新法第十三條第一項の規定による変更登録の申請と、新法第十六條第一項の規定により届出をすべき者に係るものにあつては同條第三項の規定によりした届出とみなす。

4 第二條の規定の施行の際現にされている旧法第十八條第三項の規定による認可の申請は、新法第十八條第二項の規定によりした届出とみなす。

5 第二条の規定の施行の際現に旧法第二十二條第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十二條第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者は、施行日に新法第十六條第一項の届出をしたものとみなす。 6 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第二十四條第一項の規定による登録の申請は、新法第十六條第一項の規定によりした届出とみなす。 7 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第二十七條第一項の規定による変更登録の申請は、新法第十六條第三項の規定によりした届出とみなす。 (事業の認定等に関する経過措置) 第七條 第二条の規定の施行の際現に旧法第九條第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者は、その営む電気通信事業について施行日に新法百十七條第一項の認定を受けたものとみなす。 2 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第九條第一項の規定による許可の申請は、新法百十七條第一項の規定によりした認定の申請とみなす。 3 第二条の規定の施行の際現に旧法第十二條第一項(旧法第十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定されている期間は、新法百二十條第一項(新法百二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定された期間とみなす。 4 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十四條第一項の規定による許可の申請は、新法百二十二條第一項の規定による認定の申請とみなす。	5 旧法第三章の規定により旧法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧法第三章の規定により旧法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者がした手続その他の行為は、新法第三章第二節の相当規定により新法百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者に対してしたもの又は新法第三章第二節の相当規定により新法百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者がしたものとする。 (技術基準適合確認に関する経過措置) 第八條 第二条の規定の施行の際現に旧法第九條第一項の許可に係る電気通信設備について旧法第十二條第四項(旧法第十四條第四項で準用する場合を含む。)の確認を受けている者は、当該電気通信設備について新法第四十二條第三項(同条第四項で準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものとみなす。 (事業の承継等に関する経過措置) 第九條 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十六條第一項の規定による認可の申請は、新法第十七條第二項の規定によりした届出及び新法百二十三條第四項の規定による認可の申請とみなす。 2 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十六條第二項の規定による認可の申請は、新法第十七條第二項の規定によりした届出及び新法百二十三條第三項の規定による認可の申請とみなす。 3 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十七條第二項の規定による認可の申請は、新法第十七條第二項の規定による認可の申請とみなす。	法第十七條第二項の規定によりした届出及び新法百二十三條第二項の規定による認可の申請とみなす。 4 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十八條第一項の規定による許可の申請は、新法第十八條第一項の規定によりした届出及び新法百二十四條第一項の規定によりした届出とみなす。 (契約約款等に関する経過措置) 第十條 施行日前に旧法第三十一條第一項の規定により届け出ている料金のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九條第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。 2 施行日前に旧法第三十一條の四第一項の規定により届け出ている契約約款に定める提供条件又は同条第三項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九條第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。 3 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第三十一條の四第三項の規定による契約約款の認可の申請のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務に関するものは、新法第十九條第一項の規定による契約約款(料金を除く)の届出とみなす。 4 施行日前に旧法第三十一條第一項の規定により届け出ている料金のうち新法第二十二條第一項に規定する指定電気通信役務(新法第七條に規定する基礎的電気通信役務であるものを除く。以下同じ。)に関するものについては、新法第二十二條第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。	十條第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。 5 施行日前に旧法第三十一條の四第三項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件のうち新法第二十二條第一項に規定する指定電気通信役務に関するものについては、同項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。 6 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第三十一條の四第三項の規定による契約約款の認可の申請のうち新法第二十二條第一項に規定する指定電気通信役務に関するものは、同項の規定による契約約款(料金を除く)の届出とみなす。 (契約約款の変更命令等に関する経過措置) 第十一條 施行日前に旧法第三十一條第二項の規定によりした命令又は旧法第三十一條の四第二項の規定によりした命令のうち、新法第七條に規定する基礎的電気通信役務の料金その他の提供条件に関するものは新法第十九條第二項の規定により、新法第二十二條第一項に規定する指定電気通信役務の料金その他の提供条件に関するものは同条第三項の規定により、基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務以外の電気通信役務の料金その他の提供条件に関するものは新法第二十九條第一項の規定によりした命令とみなす。 2 施行日前に旧法第三十六條第一項の規定によりした契約約款の変更の認可の申請の命令のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務の契約約款に関するものは新法第十九條第二項の規定により、新法第二十二條第一項に規定する指定
--	---	--	---

平成十五年七月十七日 衆議院会議録第四十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

定電気通信役務の契約約款に関するものは同条第三項の規定により、基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務以外の電気通信役務の契約約款に関するものは新法第二十九条第一項の規定によりした命令とみなす。

(契約約款等の揭示に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧法第三十二条第一項の規定により公表し、揭示している料金及び契約約款のうち、新法第七条に規定する基礎的電気通信役務に関するもの、新法第二十条第一項に規定する指定電気通信役務に関するもの又は新法第二十一条第一項に規定する特定電気通信役務に関するものについては、新法第二十三条第一項の規定により公表し、揭示したものとみなす。

2

施行日前に旧法第三十二条第二項において準用する同条第一項の規定により公表し、揭示している料金及び提供条件のうち、新法第七条に規定する基礎的電気通信役務に関するもの又は新法第二十条第一項に規定する指定電気通信役務に関するものは、新法第二十三条第二項において準用する同条第一項の規定により公表し、揭示したものとみなす。

(会計の整理に関する経過措置)

第十三条 新法第二十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

(共用の協定に関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧法第三十九条の三第一項の規定により認可を受けている共用に関する協定は、新法第三十七条第一項の規定により届け

出た共用に関する協定とみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第三十九条の三第一項の規定による共用に関する協定の認可の申請は、新法第三十七条第一項の規定によりした共用に関する協定の届出とみなす。

(地方公共団体に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定の施行の際現に新法第六十五条第一項の規定の適用を受ける電気通信事業を行っている地方公共団体は、施行日から三月間は、同項の届出をしないで、その事業を行うことができる。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴う経過措置)

第十六条 第三条中会社法附則に一条を加える改正規定の施行の日から施行日の前日までの間における当該改正規定による改正後の会社法附則第十六条の適用については、同条第一項中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十八条の二第二項」と、同条第二項中「第三十三条第四項第二号」とあるのは「第三十八条の二第三項第二号」とする。

(処分等の効力)

第十七条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の各改正規定の施行前にした

行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、第一条又は第二条の規定の施行後十年を経過した場合において、第一条又は第二条の規定による改正後の規定の施行状況について電気通信の規律の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の項中「第七十五条第二項及び第三項」を「第三十条第二項及び第三項」に、「第八十三条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

(電波法の一部改正)

第二十二条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二条第五号に規定する電気通信事業者」に改める。

第五十九条中「第九十条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

第九十九条の三第三項第三号中「第十二条第

一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二条第五号に規定する電気通信事業者(電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。))を設置する者に限る。))」に改める。

附則第十三項中「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三第四第三項第二十五号中「目的として」の下に「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。))を設置して」を加え、「第六条第二項に規定する第一種電気通信事業」を「第二条第三号に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業」に、「同法第二条第三号」を「同条第三号」に、「当該第一種電気通信事業」を「当該電気通信事業」に改める。

附則第十五条第二十六項中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二条第五号に規定する電気通信事業者」に改め、同条第二十九項中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二条第五号に規定する電気通信事業者(電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。))を設置する者に限る。))」に、「第六条第二項に規定する第一種電気

通信事業を「第二条第四号に規定する電気通信事業」に改める。

附則第三十二條の八第三項中「電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業」を「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置して電気通信事業法第二條第三号に規定する電気通信役務を提供する。同條第四号に規定する電気通信事業」に、「同法第二條第三号」を「同條第三号」に、「當該第一種電気通信事業」を「當該電気通信事業」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業」を「第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改める。

第十七條第一項第三号二中「第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改め、「がその事業」を削る。

(道路法の一部改正)

第二十五條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業」を「第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第二十六條 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中「第一種電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者)を「電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二條第五号に規定する電気通信事業者」に改め、同條第四項第一号中「第一種電気通信事業者が設置するもの」を「電気通信事業法第四十四條第一項に規定する事業用電気通信設備」に改める。

第四條中「第一種電気通信事業者を「電気通信事業者」に改める。

第九條中「第九十條第二項」を「第六十四條第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項の表の第二号、第四十三條第一項の表の第二号及び第六十八條の十六第一項の表の第二号中「第六條第二項に規定する第一種電気通信事業」を「第二條第四号に規定する電気通信事業」に改める。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第二十八條 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第五十二條第一項」を「第七十條第一項」に、「第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二條第五号に規定する電気

通信事業者」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二十九條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項及び第二十五條の九中「第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

第二條第三項第一号中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、同條第四項中「電線」の下に(前項第一号の認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

四十七の二 電気通信事業者の登録

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九條(電気通信事業者の登録)の電気通信事業者の登録

登録件数	一件につき十五万円
------	-----------

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十二條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「第九條第一項の許可」を「第九條の登録」に、「第十三條を「第十三條第四項」に、「第四十五條第三項」を「第四十六條第三項」に、「第五十四條第二項」を「第七十二條第二項」に、「又は同法第五十條の二の認定」を「同法第七十七條第一項の認定又は同法第七十二條第五項の届出に関する」とあるのは「に」に関する」とする。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 この法律の施行の日から施行日の前日までの間における前條の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用について

は、同表の二十四の項中「第九條の登録」とあるのは「第九條第一項の許可」と、「第十三條第四項」とあるのは「第十三條」と、「同法第四十六條第三項」とあるのは「又は同法第四十五條第三項」と、「第七十二條第二項」とあるのは「第五十四條第二項」と、「同法第七十七條第一項の認定又は同法第七十二條第五項の届出に関する」とあるのは「に」に関する」とする。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

附則第十五項中」として、電気通信事業法第三十一条第一項の規定により届け出た料金(同条第四項の規定により認可を受けるべき料金にあつては、当該認可を受けた料金)を削る。
(地価税法の一部改正)

第三十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「第十二条第一項(事業の開始の義務)に規定する第一種電気通信事業者の同法第六条第二項(事業の種類)に規定する第一種電気通信事業」を「第百二十条第一項(事業の開始の義務)に規定する認定電気通信事業者の同項に規定する認定電気通信事業」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十六条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者」に改める。

第九条第三号中「第六条第二項に規定する第一種電気通信事業」を「第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業」に改める。

(電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七条 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項中「新電気通信事業法附則

第五条第一項を「電気通信事業法及び日本電信

電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号。以下「平成十五年改正法」という。)第二条の規定による改正

後の電気通信事業法附則第五条第二項に、「同項を、同条第一項に改め、日本電

及び国際電信電話株式会社のみが同項の」を削り、「を行うことができる」を「が電気通信事

業とみなされる」に、「新電気通信事業法による改正前の電気通信事業法」に改める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第十五項中「かつ、」の下に「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)第二条の規定による改正前の」を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第三十九条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第百四条第一項」を「第百七十九条第一項」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第四十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

の用に改正する。

第四条第七号中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(以下単に「第一種電気通信事業者」という。)がその事業を「第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(以下単に「認定電気通信事業者」という。)が同項に規定する認定電気通信事業(以下単に「認定電気通信事業」という。)に改める。

第十一条第一項第三号ロ中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者が認定電気通信事業」に改め、「がその事業を削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第十六項中「施設で」の下に「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)第一条の規定による改正前の」を加える。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第四十二条 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十一条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、「次に掲げる端末機器」の下に「(次条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。)」を加え、「第五十条第一項

の技術基準適合認定を受けた」を「第五十三条第二項の規定により表示が付されている」に改め、同項第一号中「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第六十八条第二項の総務省令で定める区分」を「第八十六条第一項の総務省令で定める事業の区分」に改め、同項第二号中「第五十条の四第二項」を「第六十二条第一項」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 前条第一項の端末機器が電気通信事業法第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、同項各号の表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により端末機器について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 前条の規定による改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧相互承認実施法」という。)第三十一条第一

項第一号に規定する端末機器については、前条の規定による改正後の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「新相互承認実施法」という。)第三十一条第一項第一号に規定する端末機器とみなす。

2 旧相互承認実施法第三十一条第二号に規定する端末機器については、新相互承認実施法第三十一条第二号に規定する端末機器とみなす。

3 この法律の施行の日から施行日の前日までの間における新相互承認実施法第三十一条及び第三十二条の規定の適用については、第三十一条第一項中「第六十九条第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十条第二項」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第四十九条第一項」と、「第六十八条第一項」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第五十条の十第一項」と、第三十二条中「第五十二条第一項」とあるのは「第四十九条第一項」とする。

(電気通信役務利用放送法の一部改正)

第四十四条 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「第九十條第一項第二号」を「第六十四條第一項第二号」に改める。

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正)

第四十五條 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十八号)の一部

を次のように改正する。

第十條中「第一種電気通信事業者(電気通信事業法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者)」を「電気通信事業者(電気通信事業法第二條第五号に規定する電気通信事業者)」に改める。

(日本郵政公社法の一部改正)

第四十六條 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「国際電信電話株式会社」を「国際電電承継人」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四十七條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

別表第十一号を次のように改める。

十一 削除

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八條 第二條の規定の施行の際現に構造改革特別区域法第二十一條第一項の規定により第一種電気通信事業を営むことについて旧法第九條第一項の許可を受けた者とみなされている地方公共団体であつて、新法第九條の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定を受けたものと、新法第十六條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一

本案は、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正関係

(一) 端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行うものは、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他所要の規定の整備をする。

(二) 端末機器のうち総務省令で定めるもの(以下「特定端末機器」という。)の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を、技術基準に適合するものとして、その設計について自ら確認できることとする。

(三) 第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止することとする。

(四) 第一種電気通信事業の許可制を廃止し、その設置する区域の範囲及び規模が一定の基準を超える電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者は登録制とし、その他の電気通信事業者は届出のみで足りることとする。

(五) 第一種電気通信事業の休廃止の許可制を廃止し、全ての電気通信事業の休廃止について遅滞なく届け出るのみで足りることとする。利用者の保護の観点から、電気通信事業者は事業を休廃止しようとするときは、あらかじめその旨を利用者に周知させなければならないこととする。

(六) 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る料金及び契約約款についての総務大臣への事前届出義務(第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の契約約款については総務大臣の認可を受ける義務)については、(七)及び(八)を除き、これを廃止することとする。

(七) 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務の料金その他の提供条件について契約約款を作成し、その実施前に総務大臣に届け出るとともにこれを公表しなければならないこととする。

(ハ) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、総務大臣は当該電気通信役務を指定電気通信役務として総務省令で定めることができることとし、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務の料金その他の提供条件について、保障契約約款を作成し、その実施前に総務大臣に届け出るとともにこれを公表しなければならないこととする。

(イ) 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約を締結等しようとするときは、総務省令で定めるところにより、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、その業務の方法等についての苦情及び問合せについては適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととする。

(ロ) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定

電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者以外の第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が任意で作成した接続約款の総務大臣への事前届出義務並びに他の電気通信事業者と締結する接続協定の総務大臣への事前届出義務及び第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が認可接続約款又は届出接続約款により他の電気通信事業者との間で締結した接続協定の総務大臣への届出義務を廃止することとする。

(ニ) 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備のうち、利用者に及ぼす影響が軽微なものを除いたものを、また、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を、それぞれ技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

(ホ) 技術基準適合維持義務の対象となる電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該電気通信設備の使用の開始前に、当該電気通信設備が技術基準に適合することについて、自ら確認を行い、その結果を総務大臣に届け出なければならないこととする。

(ヘ) 電気通信事業者は、その電気通信事業の全部又は一部について総務大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた電気通信事業者について線路敷設のた

めの土地の使用の特例規定を適用することとする。

(ニ) 電気通信事業者は、重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合に、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならないこととする。

2 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

(一) 東日本電信電話株式会社(以下「東公社」という。)は、総務省令で定める期間における東公社と西日本電信電話株式会社(以下「西公社」という。)の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、西公社に対し、総務省令で定める方法により算定された額の金銭を交付することとする。

(二) その他他規定の整備をすること。

(三) この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(四) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)その他の関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成十五年七月十日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案

右の本院提出案を送付する。

平成十五年六月二十七日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

(母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実に)

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの期間(以下「対象期間」という。)に係る母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百九十九号)第十一条第一項に規定する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

2 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 母子及び寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下この項において「自立促進計画」という。)を策定する同号に規定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

(国会に対する報告等)
第三条 政府は、毎年、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

(母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮)
第四条 政府は、対象期間に係る母子及び寡婦福祉法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、同条に規定する政令を定めなければならない。

(民間事業者に対する協力の要請)
第五条 国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

平成十五年七月十七日 衆議院会議録第四十六号

(母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮)
第六条 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特別非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合においては、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

(地方公共団体の施策)
第七条 地方公共団体は、前二条の規定に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、平成十九年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況に係る第三条第二項の規定による報告については、同項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となつていくことにかんがみ、母子家庭の福祉を図るため、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 厚生労働大臣は、この法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの期間(以下「対象期間」という。)に係る母子及び寡婦福祉法に規定する基本方針について、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとし、また、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画について、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。

2 政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならないものとする。

3 政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならないものとする。

4 国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

5 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子福祉団体等であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合においては、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

6 地方公共団体は、4及び5に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

二 議案の可決理由

最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となつていくことにかんがみ、母子家庭の福祉を図るため、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするものは、時宜に適應するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十五年七月十六日
厚生労働委員長 中山 成彬
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十五年七月十七日 衆議院會議録第四十六号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員長 佐々木秀典
衆議院議長 綿貫 民輔殿

六二

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年七月十七日

提出者

長勢 甚遠 森 英介

井上 喜一

賛成者

中曾根康弘外二十一名

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条みどりの日の項を次のように改める。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を

顧み、国の将来に思いをいたす。

第二条憲法記念日の項の次に次のように加える。

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

第三条第二項中「あたるときは、その翌日」を「当るときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日」に改め、同条第三項中「日曜日にあたる日及び前項に規定する休日に

あたる日を除く。」を「国民の祝日」でない日に限る。」に改める。

附則 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

理由 国民の祝日として昭和の日を加えるとともに、みどりの日を五月四日とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外二名提出、第百五十四回国会衆議院第四一四号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国民の祝日として、新たに昭和の日を加え、昭和の日は四月二十九日とし、みどりの日を五月四日とするともに、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日(現行は、国民の祝日の翌日)を休日としようとするものである。

なお、この法律は、平成十六年一月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、妥当な措置と認めるが、原案において「平成十六年一月一日」と定めている施行期日を「平成十七年一月一日」に改める修正を行うことが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

右報告する。

平成十五年七月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
(別紙) 衆議院議長 綿貫 民輔殿

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条みどりの日の項を次のように改める。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を

顧み、国の将来に思いをいたす。

第二条憲法記念日の項の次に次のように加える。

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

第三条第二項「あたるときは、その翌日」を「当るときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日」に改め、同条第三項中「日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く。」を「国民の祝日」でない日に限る。」に改める。

附則 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十五年七月十六日

提出者

財務金融委員長 小坂 憲次

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第十三条、第二十四条の五)」を「第三章 業務(第十三条、第二十四条の五)」を「第三章の二 貸金業務取扱主任者(第六の六)」に、「第四十三條」を「第四十二條の二」に改める。

第四条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の七第一項に規定する者をいう。第十四条において同じ。)の氏名

七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

第四条第二項中「第六條第一項各号に該当し

ないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を「内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

四 営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

第六条第一項第三号及び第四号中「三年」を「五年」に改め、同項第五号中「若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)の規定を」、「旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)の規定を」、「旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)の規定を」(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。に、「三年」を「五年」に改め、同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

七 貸金業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

第六条第一項に次の四号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三 営業所又は事務所について第二十四条の七に規定する要件を欠く者

十四 貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)

第八条第一項中「(第五号)の下に」及び第七号を、「同項第五号」の下に「又は第七号」を加え、「一」を「い」に改め、同条第二項中「第六号第一項第六号から第八号までの「一」」を「第六号第一項第八号から第十号まで又は第十三号のいずれかに」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 貸金業を営む旨の表示をすること。

二 貸金業を営む目的をもって、広告をし、又は貸付けの契約の締結について勧誘をすること。

第十二条中「貸金業者」を「第三条第一項の登録を受けた者」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。

第十三条の次に次の二条を加える。

(証明書の携帯)

第十三条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第十三条の三 貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

第十四条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一項を加える。

四 貸金業務取扱主任者の氏名

第十五条の見出し中「広告」を「広告等」に改め、同条中「広告をするときの下に」、「又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明する

ときを」、「表示」の下に「、又は説明」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「貸付けの利率」の下に「(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

第十五条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条第二項において同じ。を送付して勧誘(広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

第十六条の見出し中「誇大広告」を「誇大広告等」に改め、同条中「広告」の下に「又は勧誘」を、「表示」の下に「若しくは説明を加え、同条

に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、次の各号に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一 顧客を誘引することを目的とした特定の商品や当該貸金業者の中心的商品であると誤解させるような表示又は説明

二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示又は説明

四 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

3 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないよう努めなければならない。

第十七条第一項第八号及び第二項第六号中「第十四条第四号」を「第十四条第五号」に改める。

第十八条第一項第三号中「及び第二十条を」

「第二十号及び第二十一条第二項」に改める。

第二十条中「貸金業者」を「貸金業を営む者」に改め、「保証人」の下に「(以下この章において「債務者等」という。)を加える。

第二十一条第一項中「貸金業者」を「貸金業を営む者」に、「又はその」を「又は次の各号に掲げる言動その他の人の」に改め、同項に次の各号

を加える。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

三 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

四 債務者等に対し、他の貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをみだりに要求すること。

五 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求すること。

六 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な

理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

第二十一条第二項中「貸金業者又は貸金業者」を「前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「貸金業者の商号」を「貸金業を営む者の商号」に改め、「事項を」の下に「内閣府令で定める方法により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
- 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
- 三 契約年月日
- 四 貸付けの金額
- 五 貸付けの利率
- 六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第二十四条第二項中「第十八条第一項、第二十条」を「第十八条第一項」に改め、「第二十条」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者」を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」」とあるのは「債権を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 暴力団員等
- 二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員
- 三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は

刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の二第二項中「保証債権」の下に「第二十四条の六を除き」を加え、「第二十条及び」を「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等取得した保証業者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者を」を「貸金業者を営む者又は貸金業者を営む者に」、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「保証業者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 暴力団員等
- 二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員
- 三 保証等に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一

項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の三第二項中「保証債権」の下に「第二十四条の六を除き」を加え、「第二十条及び」を「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者を」を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者に」、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「受託弁済者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 暴力団員等
- 二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員
- 三 受託弁済に係る求償権等の取立てに当た

り、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の四第二項中、「第二十条及び」を「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者を」を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者に」、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改める。

第二十四条の五第二項中、「第二十条及び」を「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者を」を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者に」、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」に改める。

の商号」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第二十四条の六 第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条において同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、第二十四条第二項の規定は貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づき債権の譲渡があつた場合について、第二十四条の二第一項の規定は貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について、同条第二項の規定は保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該貸付けによる代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下この条において「保証等に係る求償権等」という。)を取得した場合について、第二十四条の三第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、同条第二項の

- 第二十四条の七 貸金業者は、営業所又は事務所に、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する者のうちから次項及び第七項の規定に適合する貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、当該営業所又は事務所の他の従業員に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行わなければならない。
- 2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業員は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。
- 4 貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。
- 5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合には、当該選任の日から起算して六月以内に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修都道府県知事が行う貸金業に関する法令に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。以下この条において同じ。）を受けなければならない。ただし、その者が選任

の日前次項の内閣府令で定める期間内に貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、この限りでない。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、新たに貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならない。

7 第五項の規定により貸金業者が貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならないこととされている貸金業務取扱主任者が同項本文の規定による貸金業務取扱主任者研修を受けることなく貸金業務取扱主任者でなくなった場合には、その後任の貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者研修を受けた日から前項の内閣府令で定める期間を経過しない者でなければならない。

8 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反した場合においてその状況により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができ

きる。

10 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、次条に規定する貸金業協会、第三十三条に規定する全国貸金業協会連合会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

第二十五条第三項第四号及び第二十九条中「貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他を削る。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項、第十二条を「第十一条第三項」に、「第十四条を第十三条第二項、第十三条の二、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第十七条」に、「又は第二十四条の五第一項」を、「第二十四条の五第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の七第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項を加え、同条第九号中」の規定に違反し、又は「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は」に改める。

第三十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又はを」若しくは「に」、「第八号」を「第十二号」に改め、「至つたとき」の下に、「又は登録当時同項各号のいずれかに該当していたことが判明したときを加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十二条の規定に違反したとき。
五 第十三条の三の規定に違反したとき。
第六章第四十三条の前に次の一条を加える。

る。

（高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効）

第四十二条の二 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。）において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第四十四条の二の次に次の三条を加える。

（登録等に関する意見聴取）

第四十四条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第五条第一項の登録をしようとするときは第六条第一項第六号又は第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由にあつては、同項第六号に係るものに限る。以下「意見陳述事由」という。）、第八条第二項の登録をしようとするときは第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由（同項第六号に係るものに限る。）の有無につ

いて、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴くものとする。

2

内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三十六条の規定による命令又は第三十七条第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、意見陳述事由又は第十三条の三、第二十一条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十四条の二第三項若しくは第二十四条の三第三項の規定に違反する事実（次条において「意見陳述事実」という。）の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警察本部長の意見を聴くことができる。

（内閣総理大臣等への意見）

第四十四条の四 警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者について、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣又は都道府県知事が当該貸金業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官にあつては内閣総理大臣、警察本部長にあつては都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（取立てを行う者に対する質問）

第四十四条の五 警察本部長は、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受

けた者による貸付けの契約に基づく債権の取立てが行われているものと認められ、その取立てを行う者について意見陳述事由があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、警察庁長官又は警察本部長が前二条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、当該都道府県警察の警察職員に、その取立てを行う者に対し、貸金業者の商号、名称又は氏名並びにその取立てを行う者の氏名及びその弁済受領権限の基礎となる事実について質問させることができる。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なとされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十六条の見出し中「内閣府令」を「命令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四十四条の三から第四十四条の五までの規定により警察庁長官又は警察本部長の権限に属する事務を実施するために必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に改め、同条第三号中「違反して他人に貸金業を営ませた者」を「違反した者」に改め、同条の次

に次の一条を加える。

第四十七条の二 第二十一条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同条第七号を同条第十二号とし、同条第四号から第六号までを五号ずつ繰り下げ、同条第三号を削り、同条第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の五号を加える。

四 第十七条又は第十八条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第二十条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第三十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者

七 第二十四条の二第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者

八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した者

第四十八条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条の三の規定に違反した者

第十三 第四十四条の五第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八号を同条第十二号とし、同条第七号中「同条第二項」の下に「(第二十四条の六において準用する場合を含む。)」及び第二十四条の六を、「第二十四条の二第二項」及び「第二十四条の三第一項」の下に「(第二十四条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条を同条第九号とし、同条の次に次の二号を加える。

十 第二十四条の七第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者

十一 第二十四条の七第四項の規定に違反した者

第四十九条第六号中「第二十一条第二項」の下に「若しくは第三項」を、「第二十四条の五第二項」の下に「(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を、「において」の下に「これらの規定を」を加え、同条を同条第八号とし、同条第五号を削り、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「又は第十五条の規定に違反した」を「に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をした」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の二号を加える。

五 第十五条第一項に規定する事項を表示若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者

六 第十五条第二項の規定に違反した者

第四十九条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十一条第二項の規定に違反した者

三 第十三条の二の規定に違反した者

第五十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「において準用する第四条第二項」を削る。

第五十一条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「前四号」を「次の各号に掲げる規定」に、「法人又は人に対しても」を「法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十七条 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の二から前条まで 各本条の罰金刑

第五十一条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の規定の罪についての時効の期間による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「をし、又はこれを超える割合による利息を受領したをし」を「とし、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千五百円以下の罰金」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に關し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

第五條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「及び第二項を」から第三項まで「に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「及び第二項を」から第三項まで「に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項を」前三項に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千五百円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

第八條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同條第二号中「第一條、第二條第一項、第三條、第四條第一項又は第五條第一項若しくは第二項の」を「前号に掲げる」に、「免かれる」を「免れる」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

何らの名義をもつてするを問はず、また、いかなる方法をもつてするを問はず、第五條第一項から第三項までの規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九條第一項中「定」を「定め」に改め、「この項の下に」及び「次項を加え、」第五條又は前條(第三條に係る部分を除く。)を「次の各号に掲げる規定に、」外、その法人又は「を」ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、そのに改め、同項に次の各号を加える。

一 第五條第一項から第三項まで又は前條第一項 三千五百円以下の罰金刑
二 前條第二項(第三條に係る部分を除く。)

同項の罰金刑

第九條第二項中「前項を」第一項に、「外を」ほか「に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五條第一項から第三項まで又は前條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中目次の改正規定(第四十三條を「第四十二條の二」に改める部分に限る。)、第十一條の改正規定、第十二條の改正規定、第三十六條第一號の改正規定(第十一條第二項、第十二條を「第十一條第三項」に改める部分に限る。)、第三十七條第一項第三號の次に二號を加える改正規定(同項第四號に係る部分に限る。)、第六章中第四十三條の前に一條を加える改正規定、第四十七條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第四十八條第一號の改正規定、同條第三號を削る改正規定及び同條第二號を同條第三號とし、同號の次に五號を加える改正規定(同條第四號及び第五號に係る部分に限る。)、第四十九條第五號を削る改正規定、同條第三號を削る改正規定及び同條第一號の次に二號を加える改正規定(同條第二號に係る部分に限る。))並びに第五十一條の改正規定並びに第二條並びに附則第六條、第八條から第十一條まで、第十三條、第十六條及び第十七條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 附則第十八條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日又は犯罪の國際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「旧貸金業規制法」という。第三條第一項の登録の申請(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前二月以内にされたものを除く。)であつて、この法律の施行の際登録又は登録の拒否の処分がされてないものについての登録又は登録の拒否の処分については、第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下「新貸金業規制法」という。第六條第一項第十四號の規定は、適用しない。

第三条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の際現に旧貸金業規制法第三條第一項の登録を受けている者(以下「既存貸金業者」という。))については、新貸金業規制法第六條第一項第十四號の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、同號の規定に該当する場合にも当該登録の更新を行うことができる。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該登録の更新に、同日までに同號の規定に該当しない者となるべき旨の条件を付さなければならない。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた既存貸金業者が同項後段の条件に違反したときは、当該既存貸金業者の登録を取り消さなければならない。この場合において、当該取消しは、新貸金業規制法第三十七條第一項の規定によりされたものとみなして、同條第二項並びに新貸金業規制法第四十條、第四十一條及び第四十四條の規定を適用する。

第四条 既存貸金業者は、施行日から起算して三月以内に、内閣府令で定めるところにより、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に對し、新貸金業規制法第四條第一項第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新貸金業規制法第八條第一項の規定によりされたものとみなして、同条第二項及び第三項の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

3 第一項の規定に違反した者は、新貸金業規制法第八條第一項の規定に違反したものとみなして、新貸金業規制法第三十六條第一号の規定を適用する。

4 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

5 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

6 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

7 第一項の規定に違反し罰金の刑に処せられた者は、新貸金業規制法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

第五条 既存貸金業者に対する新貸金業規制法第二十四條の七第五項の規定の適用については、同項中「当該選任の日から起算して六月以内」とあるのは、「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から起算して十月を経過する日（同法による改正前の第二十九條の規定により協会が行った研修であつて内閣府令で定めるものを受講した者その他貸金業務取扱主任者研修を受けた者に準ずるものとして内閣府令で定める者）を貸金業務取扱主任者に選任する場合については、内閣府令で定める日）又は当該選任の日から起算して六月を経過する日のうちいずれか遅い日までの間」とする。

第六條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行前にされた旧貸金業規制法第十二條の規定に違反する行為に係る業務の停止又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第七條 既存貸金業者に対する新貸金業規制法第三十七條第一項第一号の規定の適用については、同号中「又は登録当時同項各号のいずれか」とあるのは、「登録当時貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律による改正前の同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき又は同法の施行の際同項第三号から第十二号までのいずれか」とする。

第八條 新貸金業規制法第四十二條の二の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に締結した消費貸借の契約については、適用しない。

第九條 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日後となる場合には、犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）別表第三十一号の規定の適用については、同号中「第五條第一項（高金利）若しくは第二項（業として行う高金利）の罪、同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第一項第一号（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪又は同法第一條第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為）」とあるのは、「第五條第一項から第三項まで（高金利契約、業として行う高金利契約、高金利受領等）若しくは第八條第一項（高金利の脱法行為）の罪又は同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）」とする。

第十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十一條 政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化、これらの者による被害の防止及び救済に関する相談等についての関係当局及び関係団体等の体制の強化及び充実、過

剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸金業者による適正な情報開示及び消費者教育の充実その他資金需要者の保護のために必要な措置について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第十二條 新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第二項については、この法律の施行後三年を目途として、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

（質屋営業法の一部改正）

第十三條 質屋営業法（昭和二十五年法律第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條中「とし、同条第三項を」と、同条第四項に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「九万円」を「十五万円」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五條 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三條第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月

に当たる日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請に係るものを除く。について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請(施行日前二月以内にされたものを除く。)に係るものについては、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求」を、「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

附則第十四項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求」を、「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第十七条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規

制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第三項の罪若しくは同項の違反行為に係る同法第八条第一項の罪又は別表第二第十号に掲げる罪

別表第二第十号中「(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第八条第一項第一号」を「第八条第二項」に改め、「又は同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪(同法第一条、第二条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係るものに限る。)」を削り、同表第十八号を次のように改める。

十八 削除

理 由

貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業の登録要件の強化、暴力団排除条項の創設、取立て、広告等に関する規制の強化、貸金業務取扱主任者の制度の創設、一定以上の違法な高金利を定めた金銭消費貸借契約についての契約無効制度の導入、罰則の強化等の措置

を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五 八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三四五円